

高根沢町公共施設等総合管理計画

(改訂案)

栃木県 高根沢町
令和 年 月

高根沢町公共施設等総合管理計画

〔目 次〕

第1章 計画策定の背景と目的.....	1
1-1 計画策定の背景と目的.....	1
1-2 計画の位置付け.....	2
1-3 対象とする公共施設等.....	3
1-4 計画期間.....	3
第2章 公共施設等の現況と将来の見通し.....	4
2-1 公共施設等の現況.....	4
2-2 人口の状況.....	16
2-3 財政の状況.....	18
2-4 公共施設等の現在要している維持管理経費等の状況.....	20
2-5 修繕・更新費の見込み.....	23
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	30
3-1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	30
3-2 現状や課題に関する基本認識.....	31
3-3 公共施設等マネジメントの基本目標.....	32
3-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	33
第4章 類型ごとの管理に関する基本方針.....	36
4-1 町民文化系施設.....	36
4-2 社会教育系施設.....	37
4-3 スポーツ・レクリエーション系施設.....	38
4-4 産業系施設.....	40
4-5 学校教育系施設.....	41
4-6 子育て支援施設.....	42
4-7 保健・福祉施設.....	43
4-8 行政系施設.....	44
4-9 公営住宅.....	45
4-10 その他の施設.....	46
4-11 道路.....	47
4-12 橋りょう.....	47
4-13 上水道.....	48
4-14 下水道.....	48
4-15 農業集落排水.....	48
第5章 公共施設等の計画的な管理に向けた推進方策.....	50
5-1 計画の進行管理.....	50

第1章 計画策定の背景と目的

1-1 計画策定の背景と目的

全国の地方公共団体では、1960年代から1970年代に公共施設が集中的に整備されましたが、それらの施設が一斉に更新時期を迎えており、老朽化対策が重大な問題となっています。

また、少子高齢化の急速な進行に伴い、扶助費などの社会保障関係費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増す中で、公共施設更新に充当できる財源は減少傾向にあります。

さらに、人口減少などに伴い、公共施設の利用者需要も大きく変化していくことが予想される中、公共施設において提供していくべきサービスの質・量を見極め、施設の適正な規模や配置を実現することも共通の課題となっています。

このような中、国では平成25年11月に「インフラ長寿命化計画」を策定し、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新などに係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方針を打ち出しました。

また、全国の地方公共団体に対して、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、インフラの維持管理・更新などを着実に推進するための中長期的な取り組みの方向性を示す計画として、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

これを受けて、本町では平成28年3月に「高根沢町公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、その後、総合管理計画に定める基本方針と施設の現況を踏まえ、施設の長寿命化、財政負担の軽減・平準化の実現などを図ることを目的に、個別施設ごとの具体的な対応方針を示した公共施設やインフラ資産の個別施設計画を策定しています。

この間、国では平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」、令和3年1月には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を公表し、さらに令和4年1月には「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針について」を公表し、個別施設計画などを反映した総合管理計画の見直しを求めています。

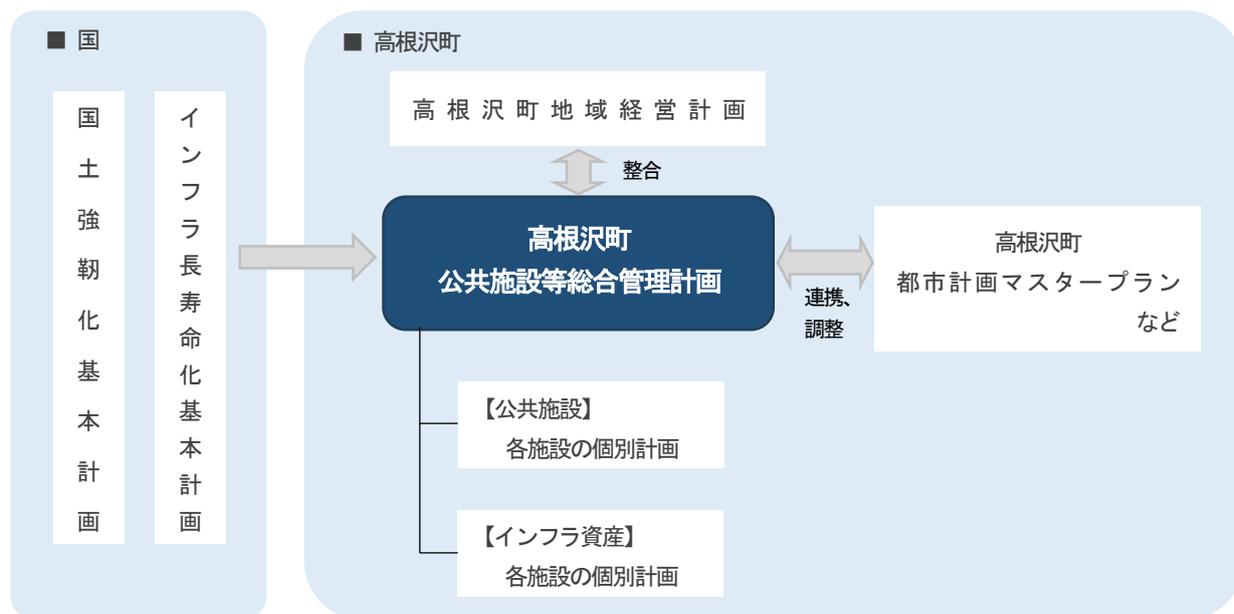
このような状況を踏まえ、これまでに策定した公共施設やインフラ資産の個別施設計画などの内容を反映し、「高根沢町公共施設等総合管理計画」を改訂するものです。

本町が保有する公共施設等の全体を把握し、計画的に更新・統廃合・長寿命化などを進めることにより、安全で安心して利用できる公共施設等を次の世代に引き継いでいくために、引き続き、公共施設マネジメントを推進していきます。

1-2 計画の位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、町の最上位計画である「高根沢町地域経営計画」との整合を図りながら、「高根沢町都市計画マスタープラン」などの関連計画とも連携、調整することで、各施策・事業における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な計画とし、今後の各施設の個別施設計画の指針となるものです。

図表 1 計画の位置付け



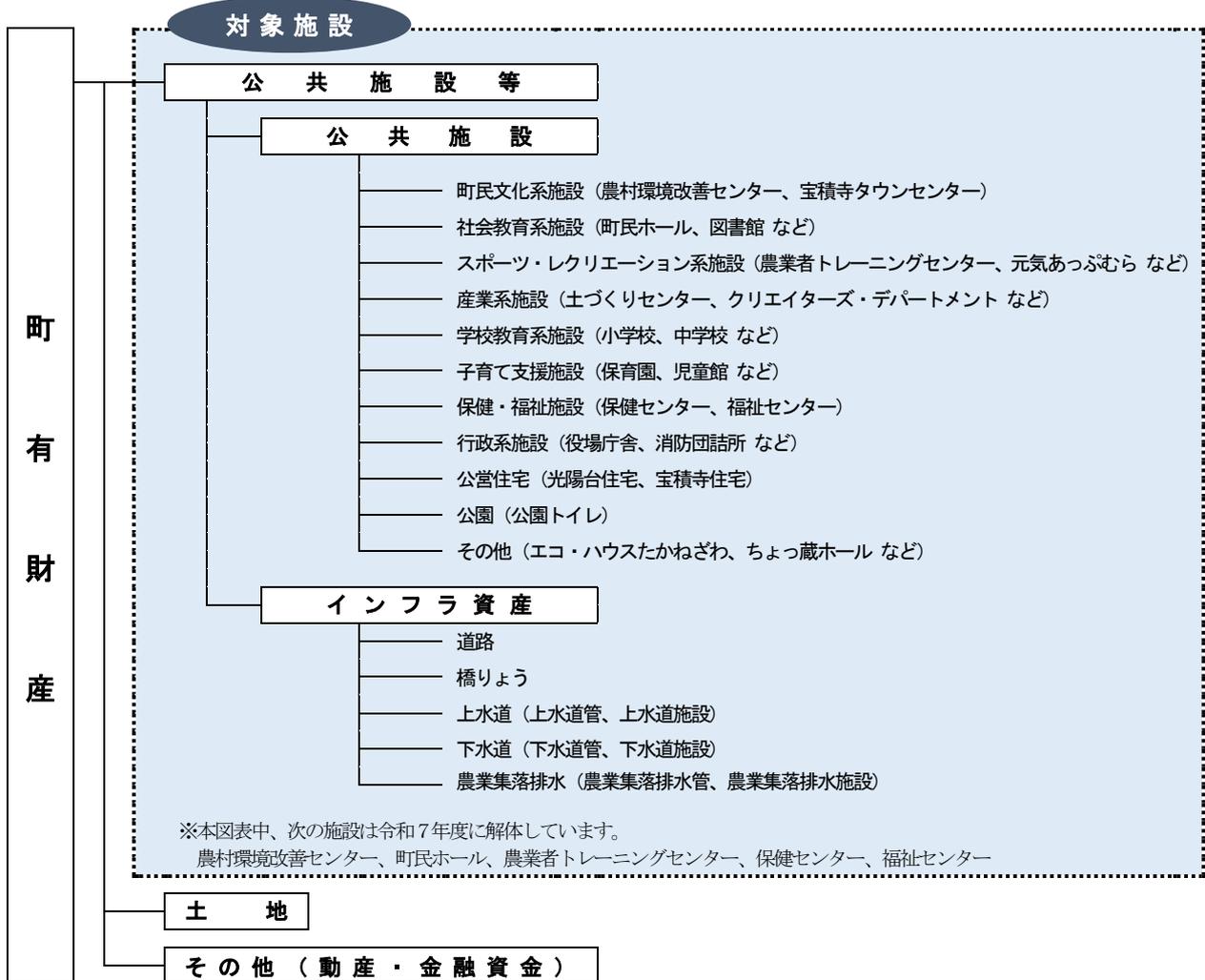
1-3 対象とする公共施設等

本計画の対象は、本町が所有する公共施設とインフラ資産を対象とします。

公共施設については、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設など11分類を対象として現状などを把握し、基本的な方針を策定します。

インフラ資産については、道路、橋りょうなどの5分類を対象として現状などを把握し、基本的な方針を策定します。

図表 2 対象とする公共施設等



1-4 計画期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

なお、今後の上位計画・関連計画の見直しや社会情勢の変化などに応じて、適宜計画の見直しを行います。

第2章 公共施設等の現況と将来の見通し

2-1 公共施設等の現況

1 公共施設の状況

(1) 施設の総量

本町が保有する公共施設は、令和6年度末時点で63施設あり、総延床面積は88,821㎡となっています。

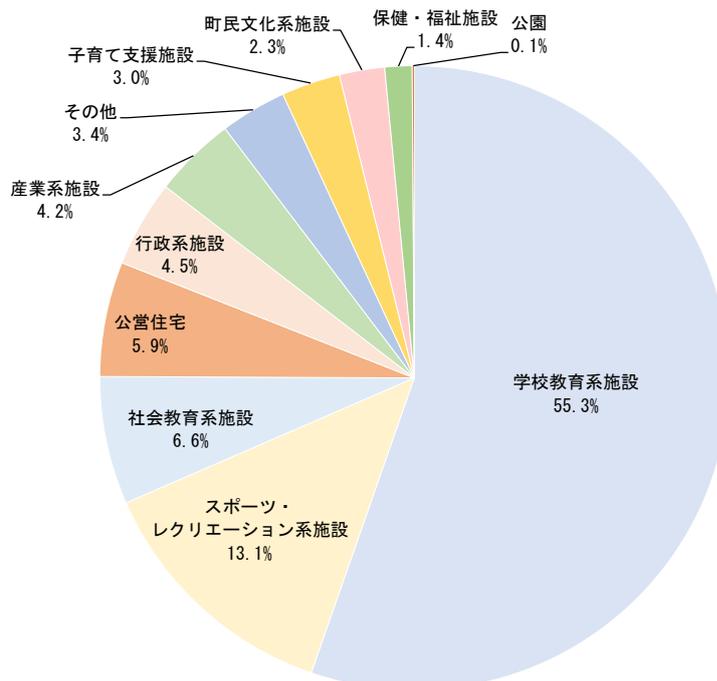
主な内訳は、学校教育系施設が49,131㎡(55.3%)と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が11,663㎡(13.1%)、社会教育系施設が5,885㎡(6.6%)の順となっています。

図表3 施設数と施設規模

公共施設の類型	施設数		延床面積	
	(箇所)	(%)	(㎡)	(%)
町民文化系施設	2	3.2	2,064	2.3
社会教育系施設	5	7.9	5,885	6.6
スポーツ・レクリエーション系施設	6	9.5	11,663	13.1
産業系施設	3	4.8	3,759	4.2
学校教育系施設	9	14.3	49,131	55.3
子育て支援施設	5	7.9	2,690	3.0
保健・福祉施設	2	3.2	1,244	1.4
行政系施設	12	19.0	3,982	4.5
公営住宅	2	3.2	5,275	5.9
公園	11	17.5	93	0.1
その他の施設	6	9.5	3,035	3.4
合計	63	100.0	88,821	100.0

※端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

図表4 公共施設類型別延床面積割合

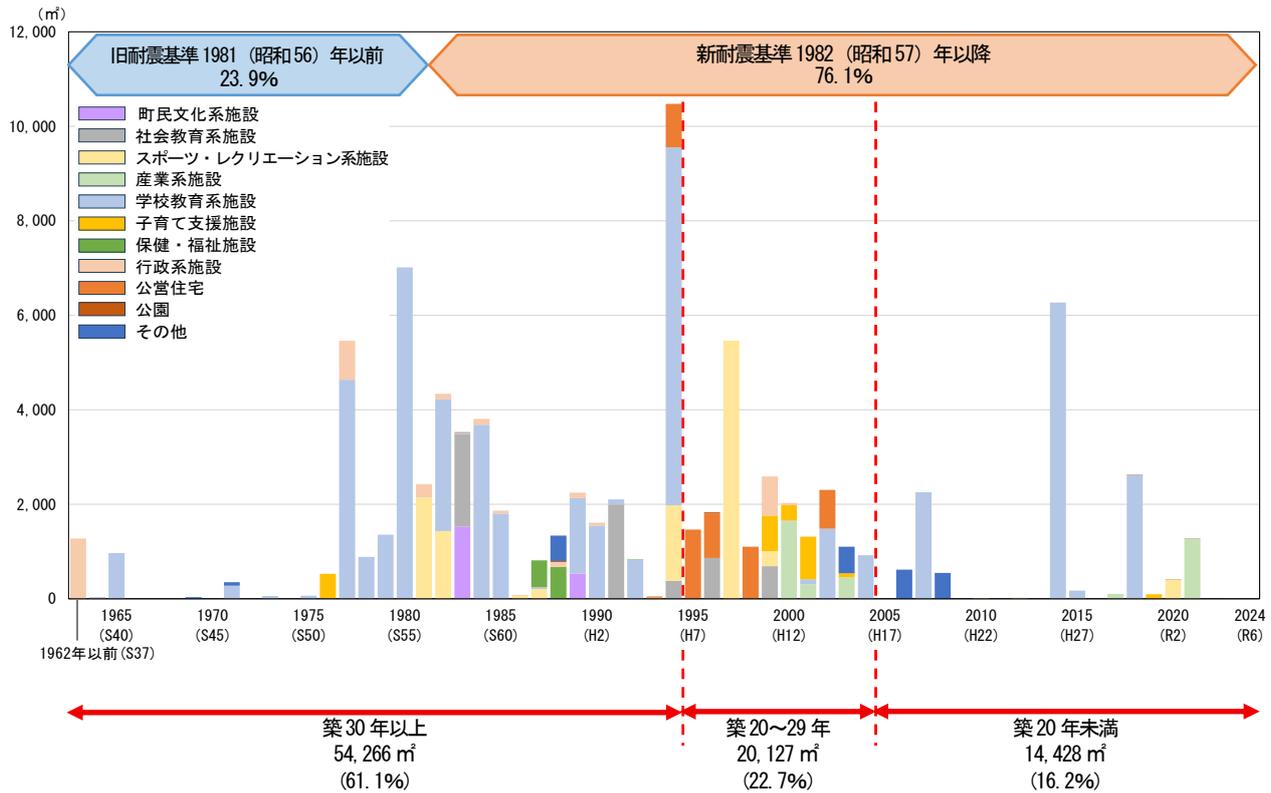


(2) 年別整備状況

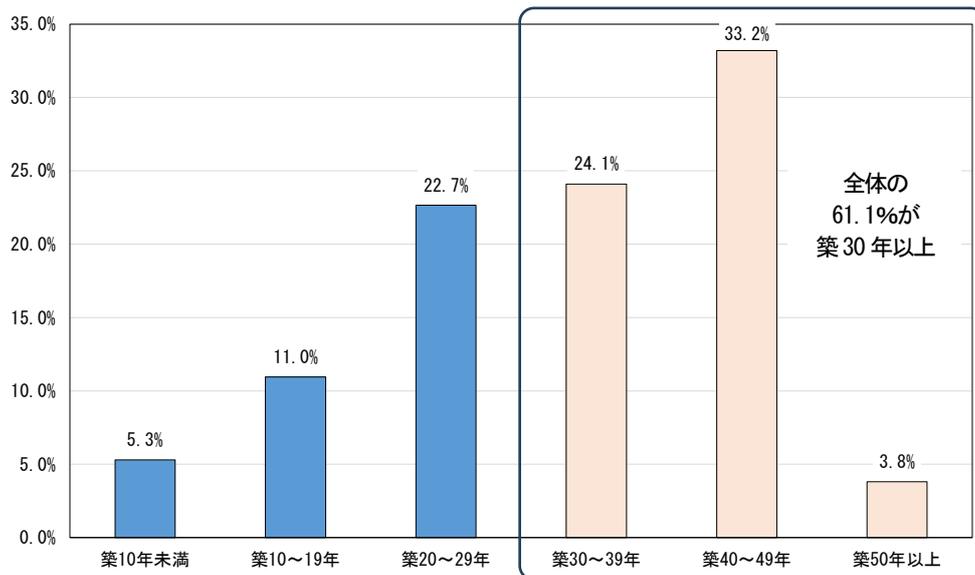
本町では、1970年代後半（昭和50年代）から多くの施設が整備されてきました。建築年別にみると、建築後30年以上経過している施設の延床面積は54,266㎡で、総延床面積の61.1%を占めており、10年後には83.8%に達する見込みです。

一般的に建物の大規模な修繕を行う目安とされる建築後30年以上経過した施設が多く、老朽化が進行していることから、今後、これらの施設の大規模改修や建替えが必要となってきます。

図表5 公共施設の建築年別延床面積



図表6 公共施設の建築経過年数別延床面積割合



※端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

(3) 施設保有量の推移

計画策定時点の平成27年度末から令和6年度末までの施設保有量の推移は、次のとおりです。

施設の廃止や民間移譲などを進めた結果、建物の延床面積は全体で約6,100㎡、割合にすると約6.4%減少しました。

図表7 施設保有量の推移

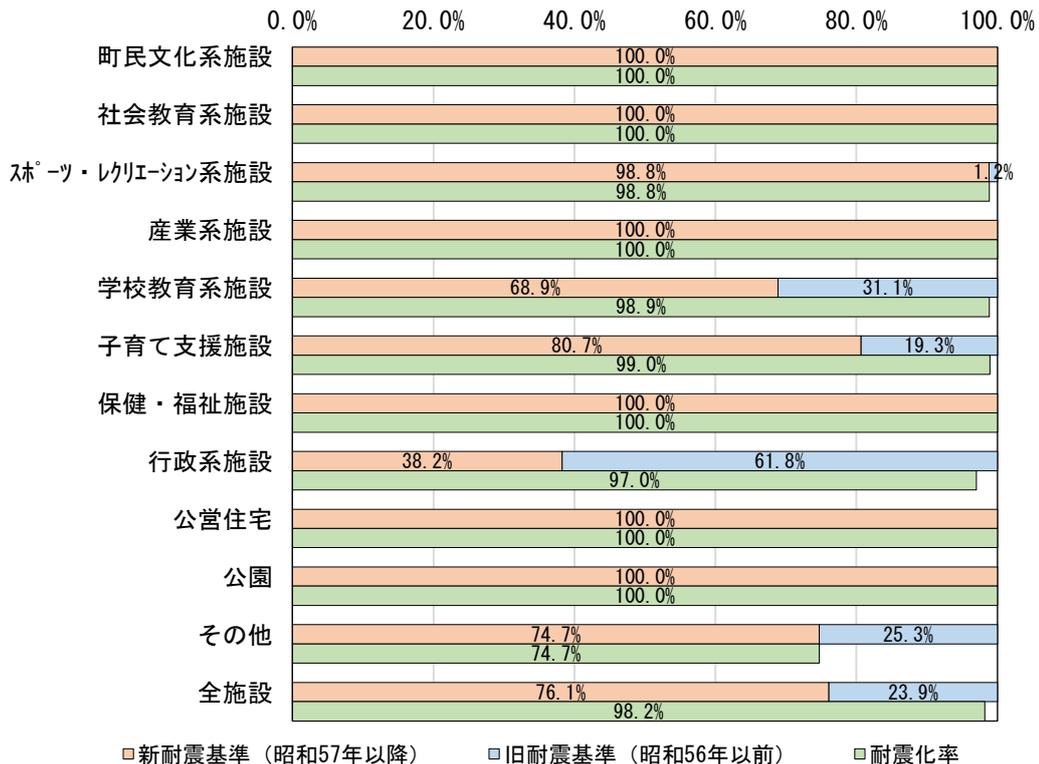
公共施設の類型	延床面積(㎡)	
	平成27年度末 (2015)	令和6年度末 (2024)
町民文化系施設	2,397	2,064
社会教育系施設	5,362	5,885
スポーツ・レクリエーション系施設	11,254	11,663
産業系施設	4,020	3,759
学校教育系施設	51,427	49,131
子育て支援施設	4,577	2,690
保健・福祉施設	1,244	1,244
行政系施設	3,808	3,982
公営住宅	5,435	5,275
公園	72	93
その他の施設	5,309	3,035
合計	94,905	88,821

(4) 耐震化の状況

耐震基準別の延床面積の割合をみると、新耐震基準の施設は次に示すとおり全体の76.1%を占めています。また、施設全体の耐震化の割合は98.2%となっています。

施設分類別では、行政系施設に旧耐震基準の施設の割合が多くみられます。また、その他の施設では、耐震化が完了していない施設の割合が多くなっており、施設の老朽化に加え、地震に対する安全性が懸念されます。

図表8 公共施設の耐震基準別の延床面積と耐震化の割合



- ※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日までの建築確認において適用されていた基準
- ※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準

2 インフラ資産の状況

インフラ資産は、町民の生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設が整備されてきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。令和6年度末時点において本町が保有するインフラ資産の保有量は、次のとおりです。

図表 9 インフラ資産の保有状況

分類	種別	施設総量
道路	実延長	429,747m
橋りょう	橋りょう数	210 橋
	実延長	1,971m
上水道	管路延長	332,025m
	附属施設	8施設 1,145 m ²
下水道	管路延長	98,860m
	附属施設	4施設 3,999 m ²
農業集落排水	管路延長	29,319m
	附属施設	1施設 348 m ²

(1) 道路

本町の道路は、実延長 429,747m、総面積が約 246 万m²あります。

これまで多くの道路を整備してきましたが、今後も舗装の打換えなどの更新が必要となります。

図表 10 道路の整備状況

種別	実延長(m)	道路面積(m ²)
1級(幹線)町道	38,865	273,934
2級(幹線)町道	60,811	329,558
その他の町道	330,071	1,861,154
合計	429,747	2,464,646

(2) 橋りょう

本町の橋りょうは210橋あり、総面積が約1.1万㎡あります。

これらのうち、建設後50年以上経過した橋りょう数が全体の39.5%を占めています。さらに、10年後には更新の目安とされる建設後60年を超える橋りょう数が、全体の72.9%まで増加する見込みです。

また、現在整備されている、すべての橋りょうが30年後までに更新時期を迎えることとなります。

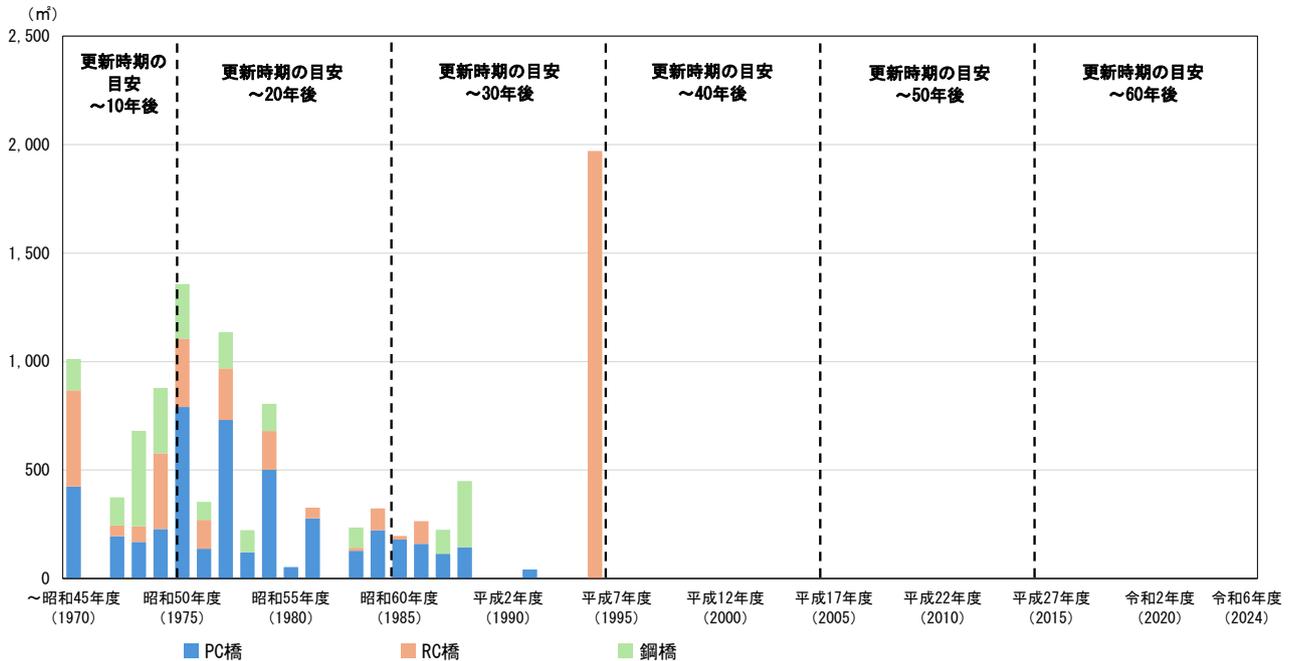
図表 11 橋りょうの構造別整備状況

構造	本数	延長(m)	面積(㎡)
PC橋	96	921	4,617
RC橋	81	582	4,049
鋼橋	33	468	2,256
合計	210	1,971	10,922

図表 12 橋りょうの長さ別整備状況

長さ	本数	延長(m)	面積(㎡)
15m未満	181	1,271	6,368
15m以上	29	700	4,554
合計	210	1,971	10,922

図表 13 橋りょうの年度別整備状況 (面積ベース)



(3) 上水道

本町の上水道は、延長が332,025mに及びます。

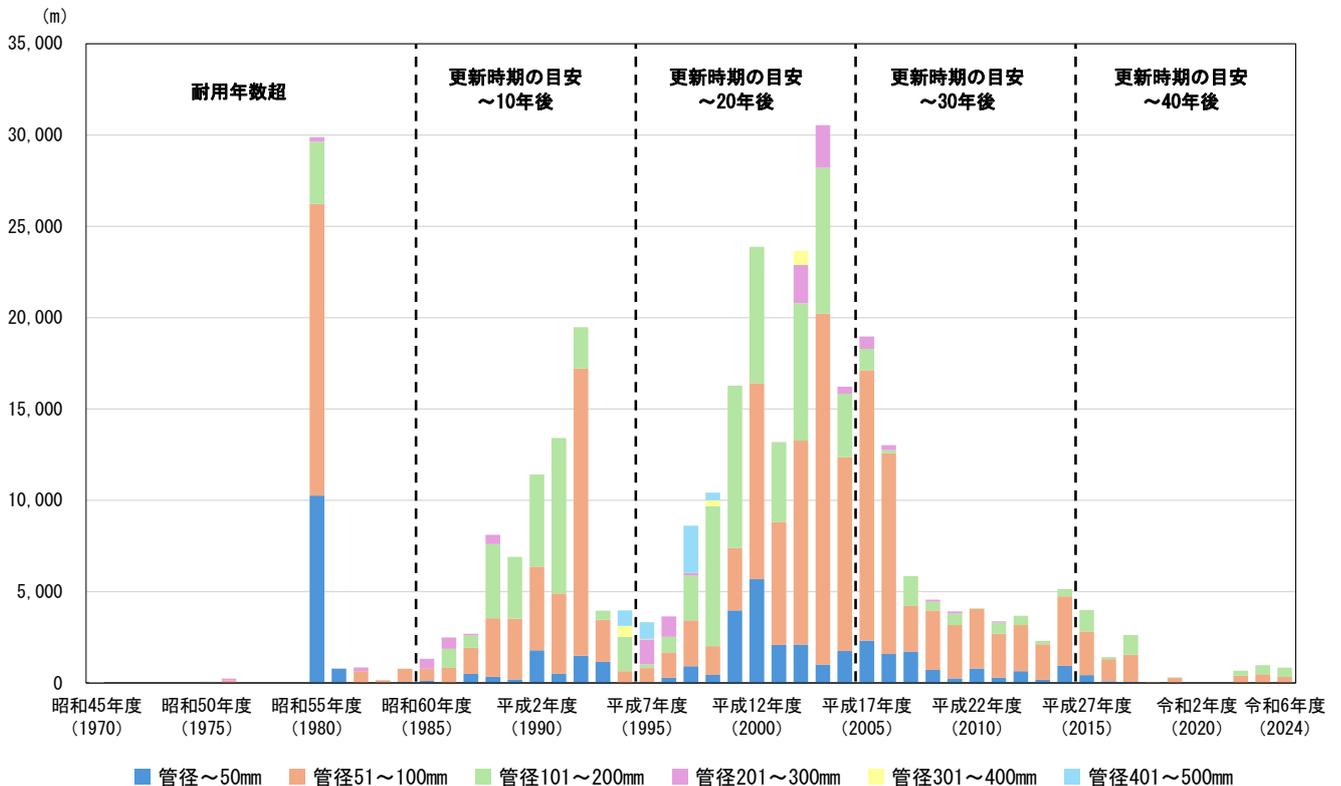
上水道は、住民生活や社会・経済活動に欠くことのできない重要なライフラインであり、平常時はもとより、震災などの非常時においても一定の給水を確保する必要があります。令和元年度末時点の耐震管整備率は、耐震管が7.2%、耐震適合管が6.6%で全体の13.8%です。

上水道の更新の目安が建設後40年とされていることから、今後、多くの管路が更新時期を迎えることとなります。

図表 14 上水道の整備状況

種別	延長等
管路延長合計	332,025m
導水管	4,058m
送水管	5,905m
配水管	322,062m
耐震管整備率	
耐震管	7.2%
耐震適合管	6.6%
耐震性を比較的有する管	61.8%
耐震性の低い管	24.4%

図表 15 上水道の年度別整備状況



(4) 下水道

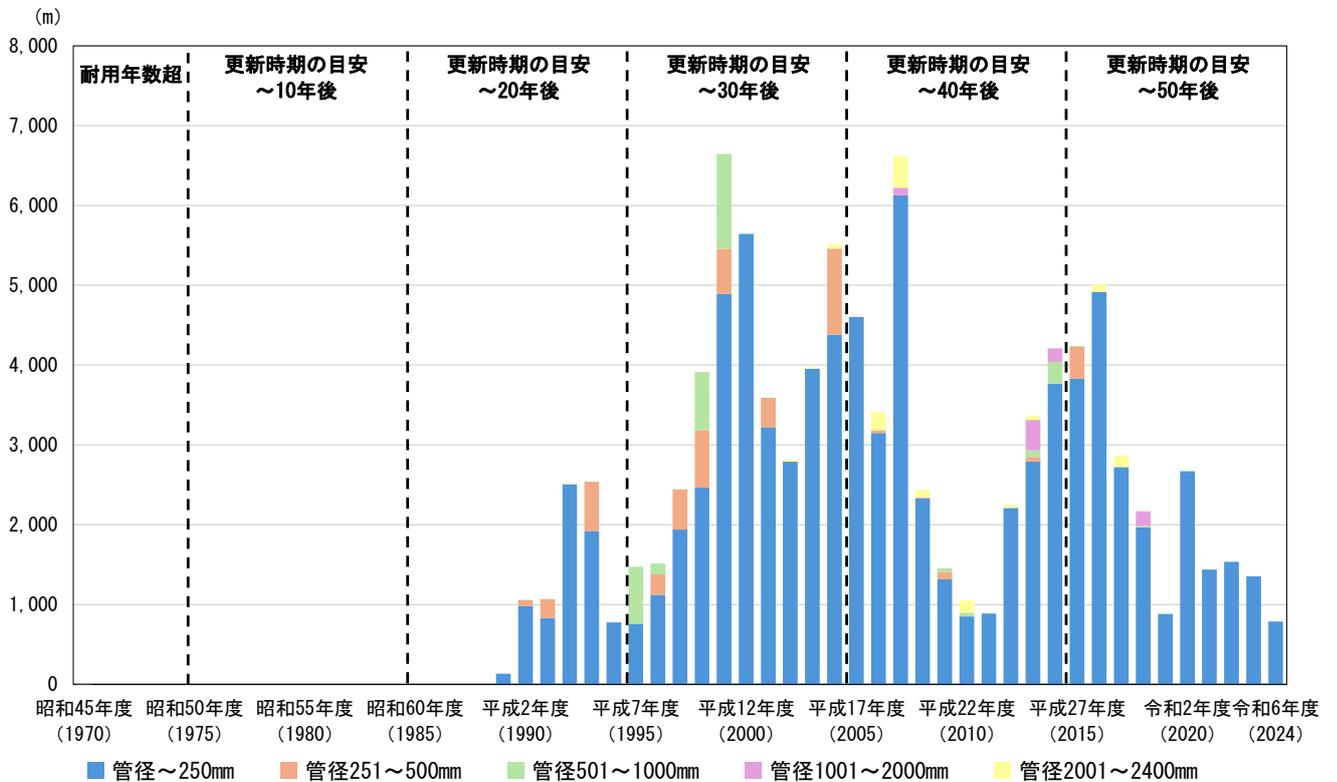
本町の下水道は、延長が98,860mに及びます。

下水道の更新の目安が建設後50年とされていることから、概ね20年から50年の間に多くの管路が更新時期を迎えることになります。

図表 16 下水道の整備状況

種別	延長(m)
管路延長合計	98,860
雨水管	2,660
污水管	96,200

図表 17 下水道の年度別整備状況



(5) 農業集落排水

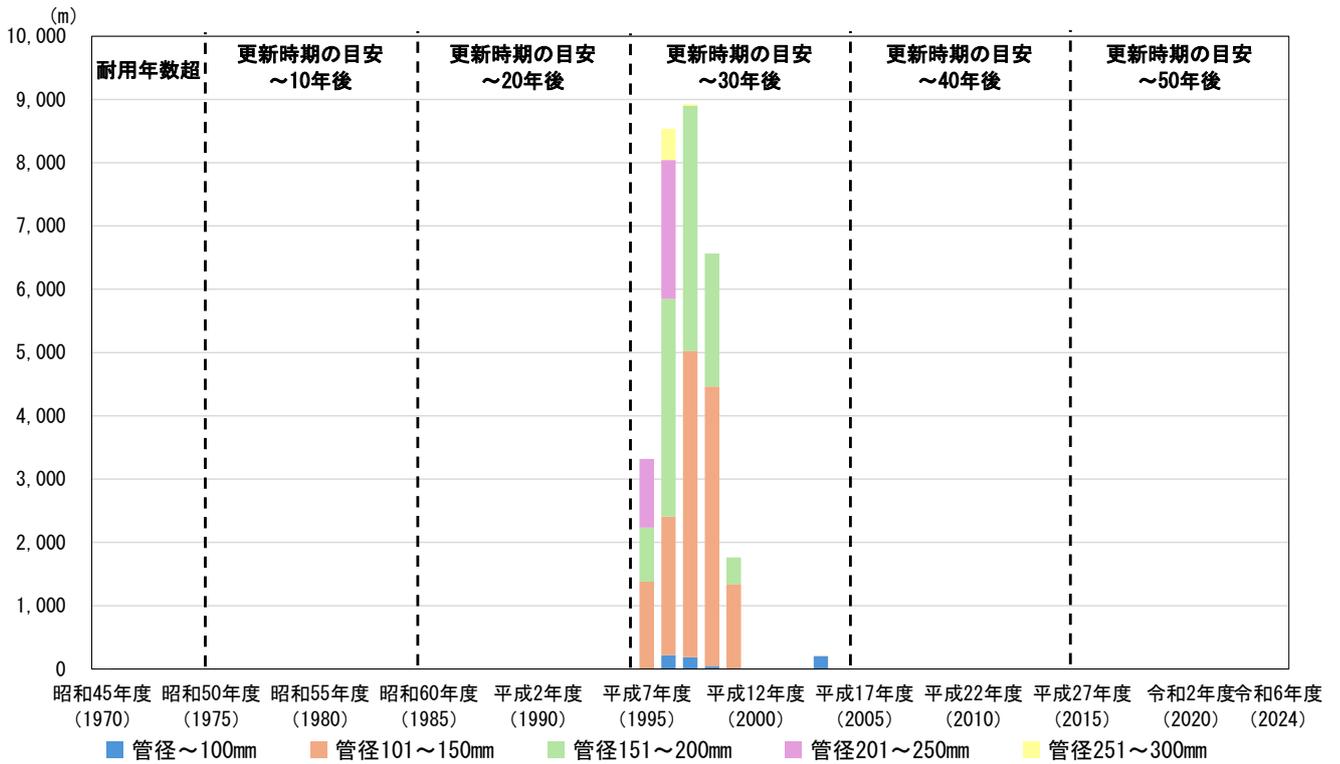
本町の農業集落排水は、延長が29,319mあります。

農業集落排水の更新の目安が建設後50年とされていることから、30年後にすべての管路が更新時期を迎えることになります。

図表 18 農業集落排水の整備状況

種別	延長(m)
管路延長	29,319

図表 19 農業集落排水の年度別整備状況



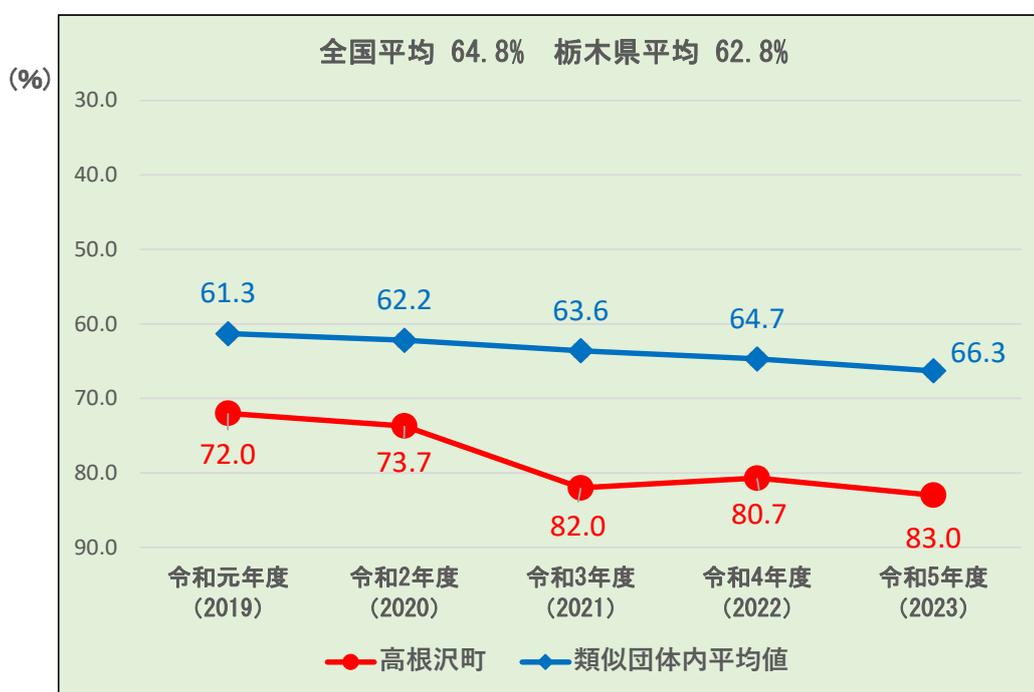
3 有形固定資産減価償却率の推移

本町が保有する資産の経年の程度を把握するにあたり参考となる指標として、有形固定資産減価償却率があります。

この指標は、建物や工作物といった資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合によって算出され、法定耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを示すものです。この割合が高いほど老朽化が進んでいることになります。

本町の有形固定資産減価償却率は、類似団体と比較しても高い水準にあると言えます。その要因は、庁舎や消防施設、体育館などの老朽化が進んでいるためであり、今後も、公共施設等総合管理計画や公共施設個別施設計画に基づき、公共施設等の利用需要の分析や統廃合、集約化・複合化などを検討したうえで、適正な施設管理を図っていくことが求められます。

図表 20 有形固定資産減価償却率



資料：令和5年度財政状況資料集

4 過去に行った対策の実績

平成 28 年度から令和 7 年度までに実施した公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などに関する取り組みは、次のとおりです。

図表 21 対策の実績

(1) 新設・更新・増築

分 類	施 設 名 称	実施年度
産業系施設	クリエイターズ・デパートメント 移住・定住・創業支援センター、創業支援施設	平成 29(2017)
学校教育系施設	東小学校校舎	平成 30(2018)
子育て支援施設	きのこのもり学童保育室	平成 31(2019)
スポーツ ・レクリエーション系施設	道の駅たかねざわ 元気あっぷむら 情報提供施設・トイレ、グランピングパントリー 棟、グランピングレンタル棟	令和2(2020)
産業系施設	土づくりセンター発酵棟	令和3(2021)

(2) 長寿命化改修

分 類	施 設 名 称	実施年度
公営住宅	光陽台住宅C棟	平成 28(2016)
公営住宅	光陽台住宅B棟・D棟	平成 30(2018)
公営住宅	光陽台住宅A棟	令和4(2022)
学校教育系施設	北高根沢中学校体育館	令和4(2022)

(3) 廃止

分 類	施 設 名 称	実施年度
公営住宅	南住宅	平成 28(2016)
その他	旧太田地区コミュニティセンター	平成 28(2016)
その他	旧太田地区コミュニティセンター体育館	平成 28(2016)
学校教育系施設	旧東小学校校舎・体育館	令和2(2020)
その他	区画整理仮設住宅	令和3(2021)
町民文化系施設	農村環境改善センター	令和7(2025)
社会教育系施設	町民ホール	令和7(2025)
スポーツ・レクリエーション系施設	農業者トレーニングセンター	令和7(2025)
スポーツ・レクリエーション系施設	弓道場	令和7(2025)
保健・福祉施設	保健センター	令和7(2025)
保健・福祉施設	福祉センター	令和7(2025)

(4) 用途変更

分 類	施 設 名 称	実施年度
その他	農業技術センター	平成 28(2016)

(5) 民間移譲

分 類	施 設 名 称	実施年度
子育て支援施設	たから保育園	令和2(2020)
子育て支援施設	ひまわり保育園	令和2(2020)
その他	旧ひばり作業所	令和6(2024)

(6) 各種計画

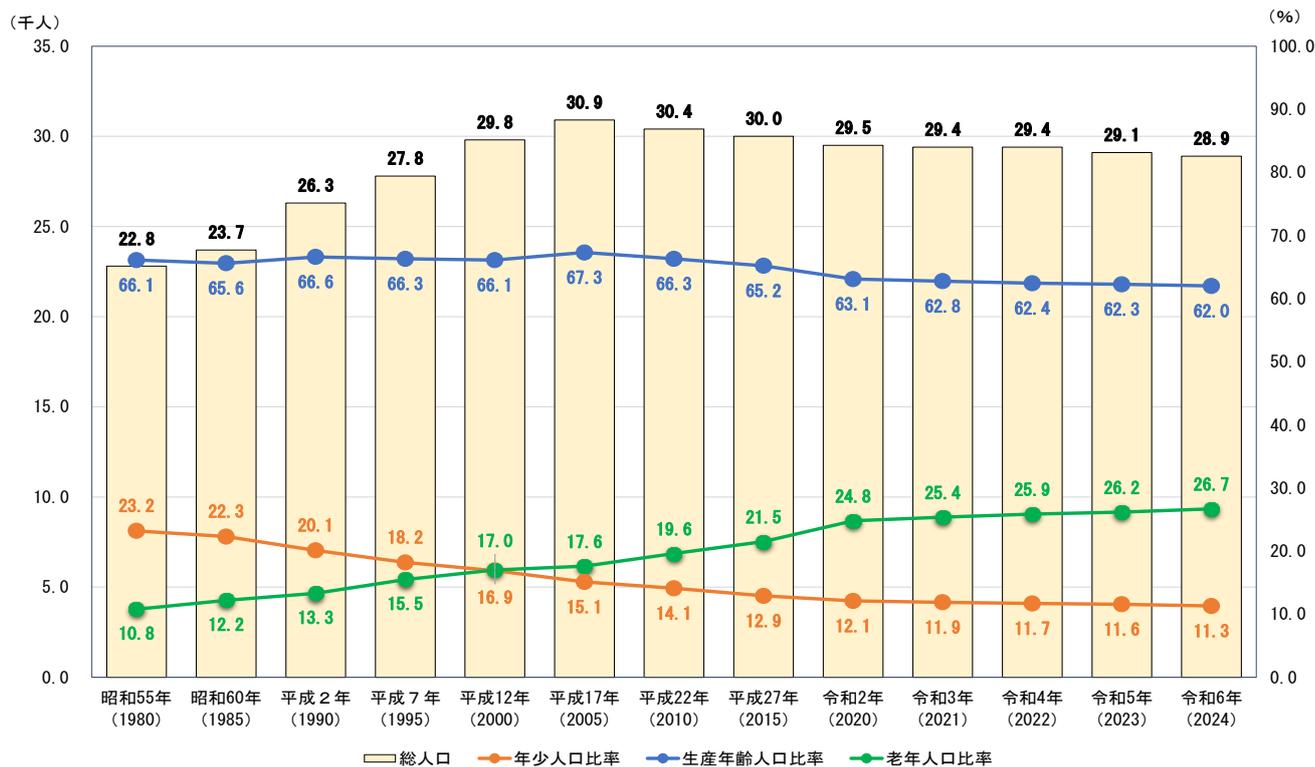
計 画 名	実施年度
高根沢町公共施設等総合管理計画 策定	平成 28(2016)
高根沢町農業集落排水施設最適整備構想 策定	平成 30(2018)
高根沢町下水道ストックマネジメント計画 策定	平成 31(2019)
高根沢町公営住宅等長寿命化計画 改訂	令和2(2020)
高根沢町学校施設長寿命化計画 策定	令和3(2021)
高根沢町水道事業基本計画・経営戦略 2021~2030 策定	令和3(2021)
高根沢町橋梁長寿命化修繕計画 改訂	令和5(2023)
高根沢町公共施設個別施設計画 策定	令和7(2025)
高根沢町新庁舎整備基本構想 策定	令和4(2022)
高根沢町新庁舎整備基本計画 策定	令和5(2023)
高根沢町文化・スポーツ複合施設基本計画 策定	令和5(2023)

2-2 人口の状況

1 人口推移

本町の人口は平成17年まで右肩上がり増加していましたが、平成22年以降は減少に転じています。また、年齢別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）は横ばい傾向にある一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

図表 22 人口と年齢別人口割合の推移

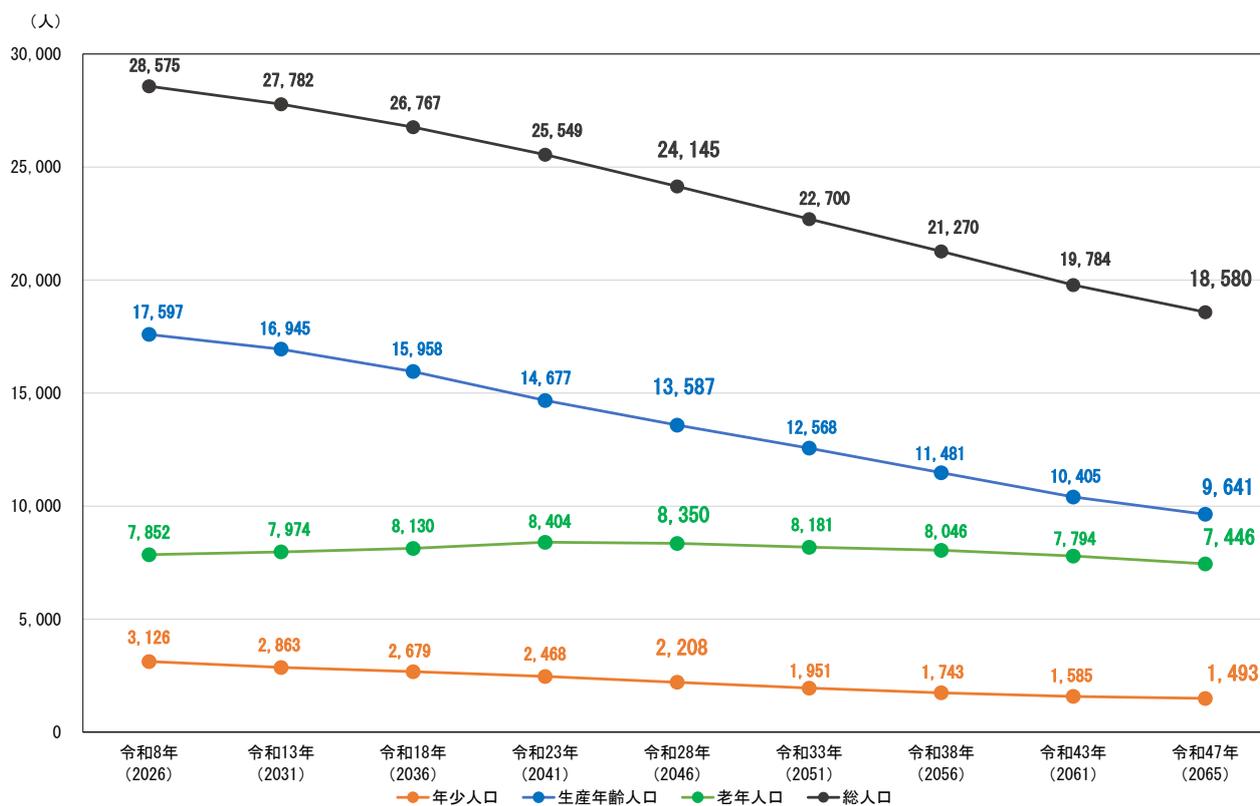


2 将来推計人口

本町独自の将来推計人口によると、今後も人口減少が続き、40年後の令和47年の人口は18,580人になると見込まれます。このとき、年齢別人口割合は年少人口が8.0%、生産年齢人口が51.9%、老年人口が40.1%と推計されており、少子高齢化の進行に伴い公共施設の利用者需要も大きく変化していくことが予想されます。

図表 23 将来推計人口

令和28年(2046) 24,145人
 令和47年(2065) 18,580人



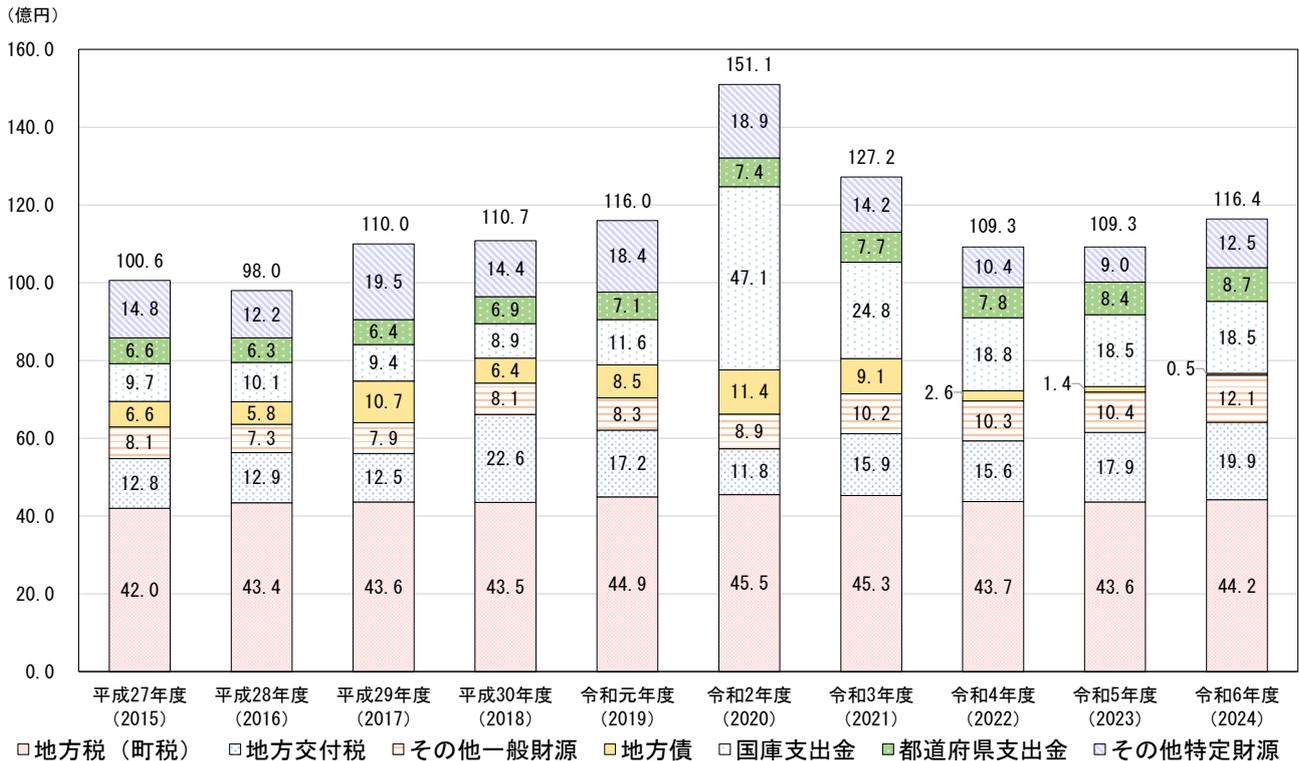
2-3 財政の状況

1 歳入

本町の歳入（一般会計）の状況を見ると、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の影響で決算額が突出した令和2年度を除けば、総額は概ね100億円から120億円の間で推移しています。その中で、歳入の根幹を占める地方税（町税）収入は、42億円から45億円の間に推移しています。

なお、今後の人口動向を踏まえると、生産年齢人口の減少に伴う町税収入の減少が予想されます。

図表 24 歳入の推移



※端数処理の関係で、合計額が一致しない場合があります

※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特別交付税。

※地方税：地方税法・条例により地方公共団体が徴収する税。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもの。

※特定財源：一定の用途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。

※地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一般会計年度を超えて行われるもの。地方債を起こすことを起債という。

※国庫支出金：国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

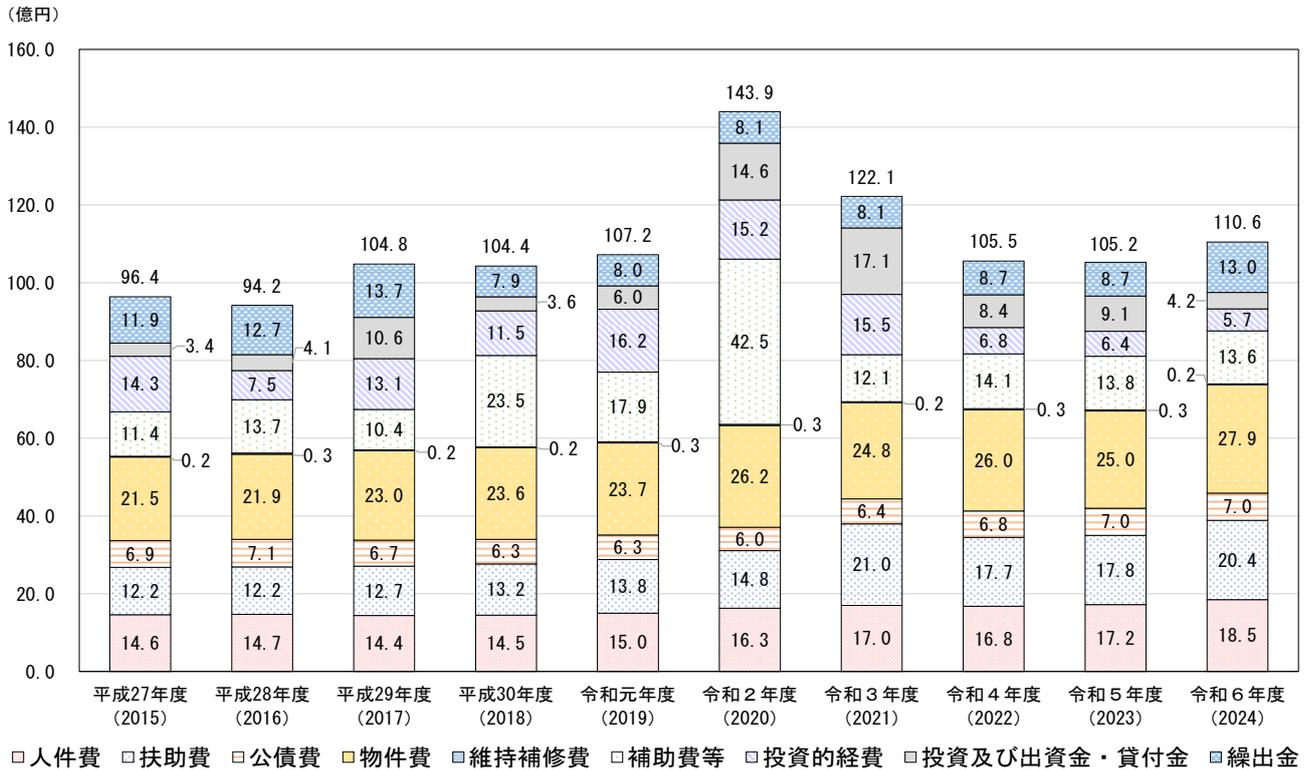
※都道府県支出金：都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

2 歳出

本町の歳出（一般会計）の状況を見ると、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の影響で決算額が突出している令和2年度を除けば、総額は概ね100億円から120億円の間で推移しています。

その一方で、義務的経費である人件費と扶助費はともに増加傾向にあります。今後の人口動向を踏まえると、少子高齢化に伴う扶助費のさらなる増加が予想されるため、施設の維持や更新に必要な投資的経費をどのように確保していくかが課題となってきます。

図表 25 歳出の推移



※端数処理の関係で、合計額が一致しない場合があります

※義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。人件費、扶助費、公債費。

※人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※扶助費：社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

※公債費：地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

※物件費：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。職員旅費、備品購入費、委託料等。

※維持補修費：公共用施設等の維持に要する経費。

※補助費等：他の地方公共団体や国、法人等に対する支出。報償費、負担金・補助金等。

※投資的経費：道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

※投資及び出資金・貸付金：公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費。財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資金。地域住民の福祉増進を図るため、地方公共団体が直接あるいは間接に現金の貸付を行うための経費。

※繰出金：普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。

2-4 公共施設等の現在要している維持管理経費等の状況

1 維持管理経費

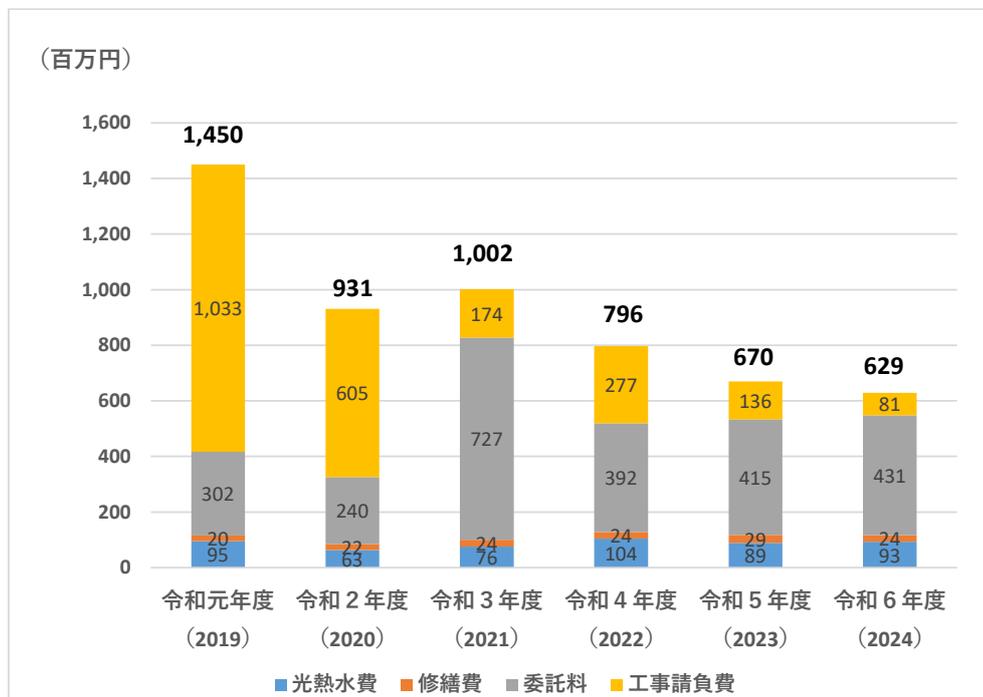
(1) 公共施設

過去6年間における公共施設の維持管理に要した経費は、図表に示すとおり年度によって大きく増減しています。

令和元年度は、元気あつむらのリニューアルに伴う工事を実施したことから、工事請負費が大幅に増加しました。また、令和3年度は、土づくりセンター改修事業を設計施工方式により実施したことで、委託料が大幅に増加しました。

今後、施設の老朽化が進むにつれて、修繕や改修工事に係る費用が増加していくことが予想されます。

図表 26 公共施設の維持管理経費の状況



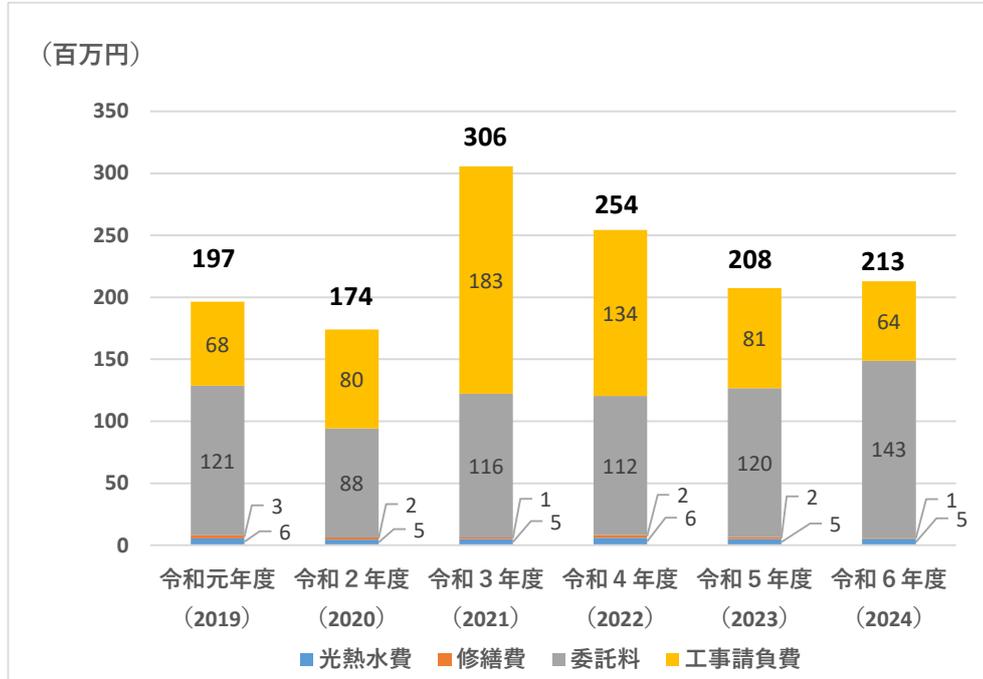
※端数処理の関係で、合計額が一致しない場合があります。

※委託料には、指定管理料が含まれています。

(2) インフラ資産

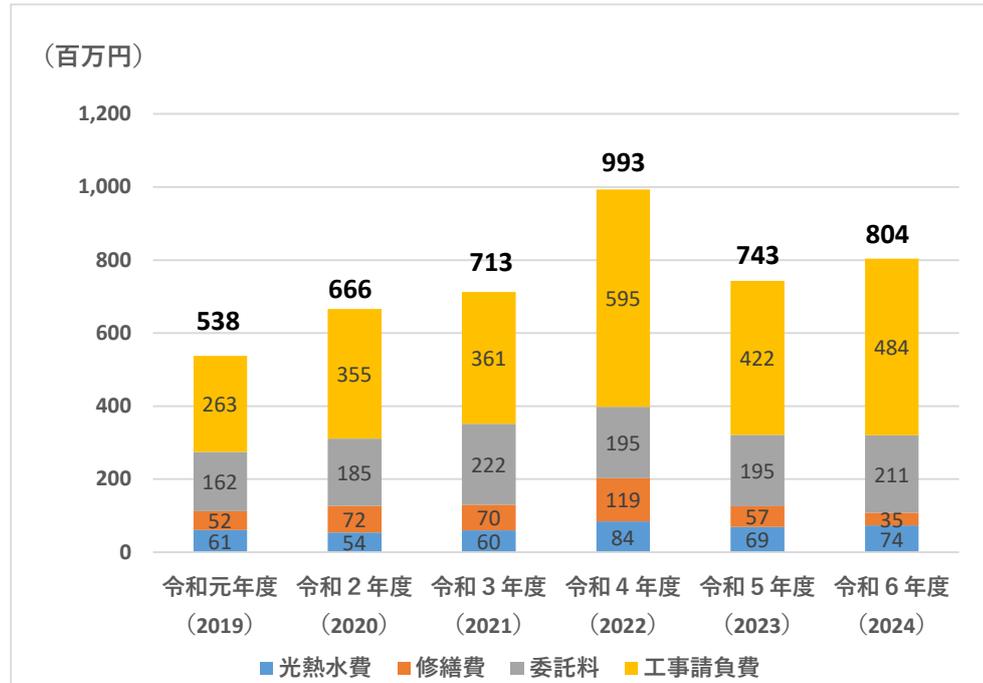
インフラ資産の維持管理経費についても、年度ごとに変動が見られますが、一般会計は年間約2億円から3億円で推移しています。また、企業会計は年間5億円から8億円で推移している状況です。

図表 27 インフラ資産の維持管理経費の状況（一般会計）



※端数処理の関係で、合計額が一致しない場合があります。

図表 28 インフラ資産の維持管理経費の状況（企業会計）



2 投資的経費の実績額

令和元年度以降の公共施設等の改修や更新などに要した経費の実績額は、平均で約 11.4 億円となっています。

このうち、公共施設に係る実績額の平均は約 5.1 億円、道路および橋りょうは約 1.8 億円、上下水道等施設は約 4.5 億円となっています。

なお、投資的経費の実績額を「2-5 修繕・更新の見込み」の章において、充当可能な財源見込みとして用います。

図表 29 投資的経費の実績額

(単位：百万円)

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	平均
投資的経費の実績額	1,536	1,290	1,276	1,153	776	788	1,137
公共施設	1,112	716	601	342	169	125	511
道路および橋りょう	151	182	240	164	159	158	176
上下水道等施設	274	391	435	647	448	506	450

※端数処理の関係上、合計額が一致しない場合があります。

2-5 修繕・更新費の見込み

1 公共施設

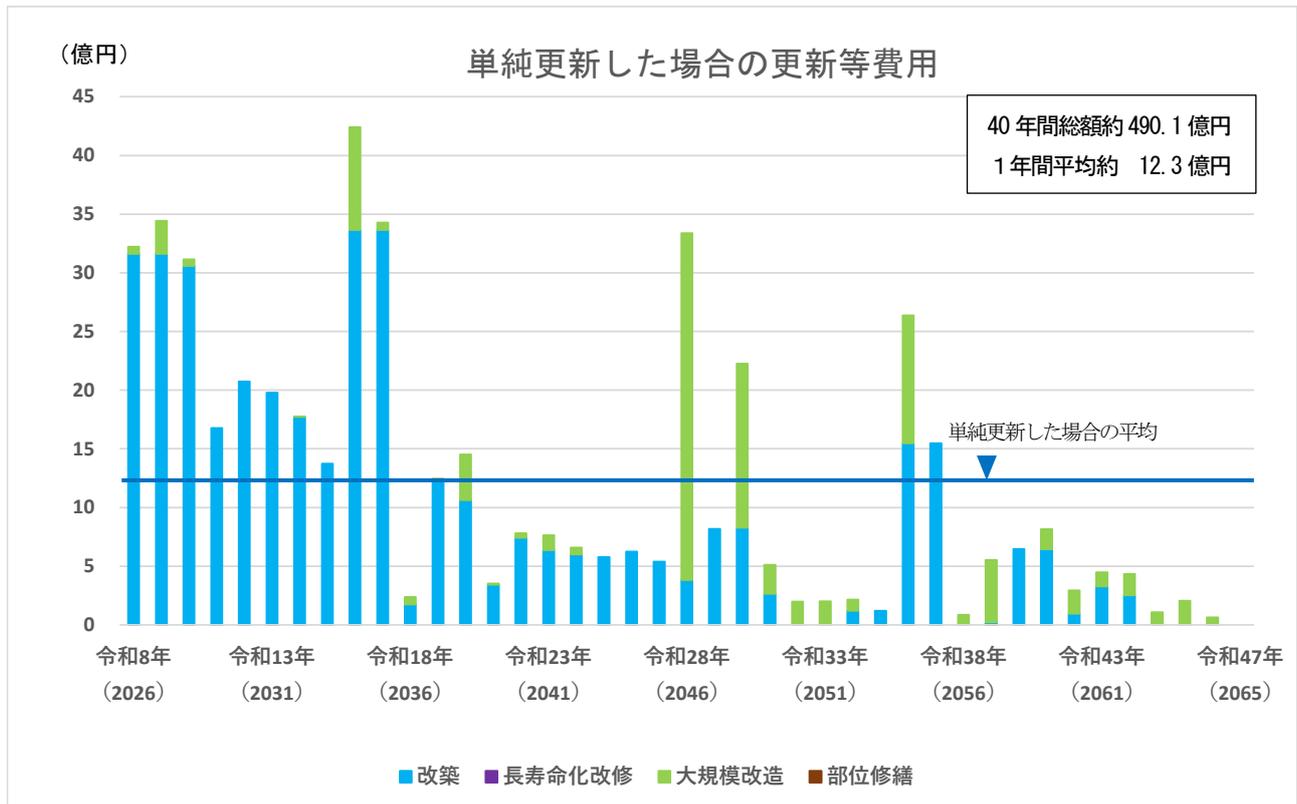
公共施設を耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策を反映した場合の修繕・更新費の見込みは、それぞれ次のとおりです。

なお、いずれの施設も文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書附属ソフト」を用いて試算していますが、学校教育系施設は「高根沢町学校施設長寿命化計画」、公営住宅を除くそれ以外の施設は「高根沢町公共施設個別施設計画」の修繕・更新費の費用を採用しています。

(1) 耐用年数経過時に単純更新した場合の更新等費用

公共施設を単純更新した場合の令和8(2026)年度から令和47(2065)年度までの修繕・更新費の見込みは、40年間で約490.1億円、年平均で約12.3億円が必要となります。

図表 30 公共施設の修繕・更新費の見込み(単純更新した場合)
(令和8(2026)年度～令和47(2065)年度)



分類	更新費用の推計(単位:億円)		備考
	年平均	今後40年間合計	
公共施設	12.3	490.1	町公共施設個別施設計画・町学校施設長寿命化計画より

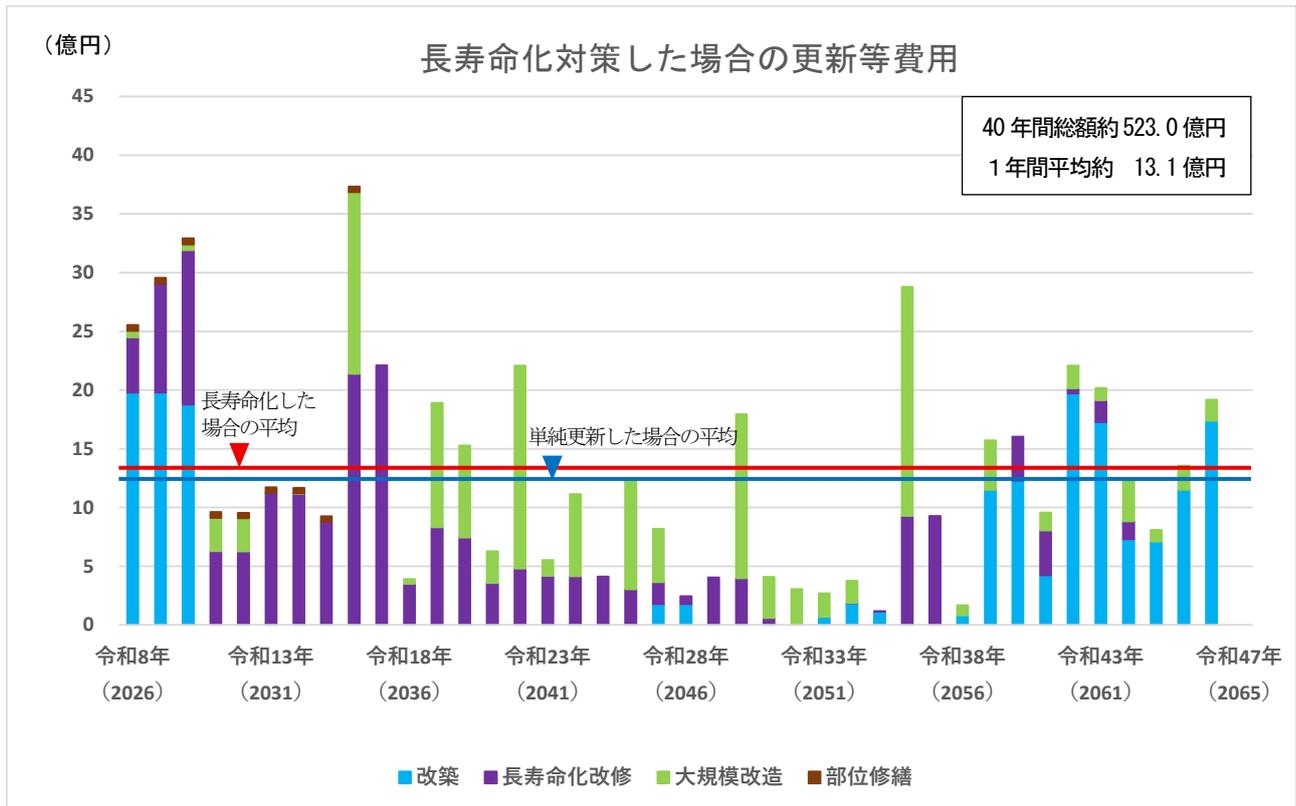
※新たに整備予定(R8～R10)の新庁舎および文化・スポーツ複合施設については、試算に含めています。

(2) 長寿命化対策を反映した場合の更新等費用

公共施設の長寿命化対策を反映した場合の令和8（2026）年度から令和47（2065）年度までの修繕・更新費の見込みは、40年間で約523億円、年平均で約13.1億円が必要となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、長寿命化対策を反映した場合の方が40年間で約32.9億円増加することになりますが、令和39（2057）年度以降に、学校教育施設の多くが目標耐用年数を経過した後の改築周期に到達することが主な要因であることから、「高根沢町学校規模適正化基本計画」に基づき、学校規模適正化の取り組みを着実に進めていく必要があります。

図表 31 公共施設の修繕・更新費の見込み（長寿命化対策した場合）
（令和8（2026）年度～令和47（2065）年度）



分類	更新費用の推計(単位:億円)		備考
	年平均	今後40年間合計	
公共施設	13.1	523.0	町公共施設個別施設計画・町学校施設長寿命化計画より

※新たに整備予定（R8～R10）の新庁舎および文化・スポーツ複合施設については、試算に含めています。

(単位:百万円)

	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年	2056～2065年	計
単純更新	26,324	7,230	11,806	3,650	49,010
長寿命化	19,936	10,782	7,731	13,848	52,297

2 インフラ資産

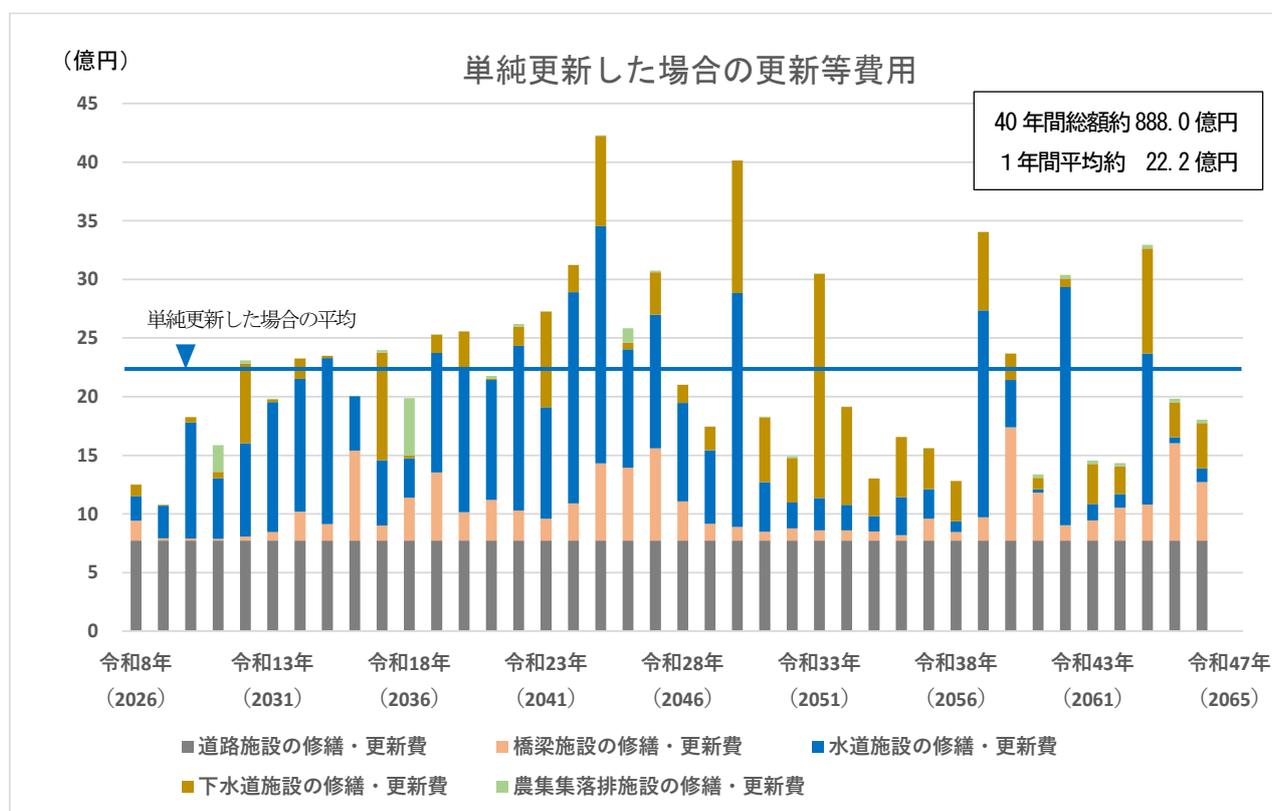
インフラ資産を耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策を反映した場合の修繕・更新費の見込みは、それぞれ次のとおりです。

なお、道路については、道路面積に更新費用単価を乗じた試算値をもとに計算しています。また、橋りょうは「高根沢町橋梁長寿命化修繕計画」、上水道は「高根沢町水道事業ビジョン」、下水道は「高根沢町公共下水道ストックマネジメント計画」、農業集落排水は「高根沢町農業集落排水施設最適整備構想」の修繕・更新の費用を採用しています。

(1) 耐用年数経過時に単純更新した場合の更新等費用

インフラ資産を単純更新した場合の令和8（2026）年度から令和47（2065）年度までの修繕・更新費の見込みは、40年間で約888億円、年平均で約22.2億円が必要となります。

図表 32 インフラ資産の修繕・更新費の見込み
(令和8（2026）年度～令和47（2065）年度)



分類	法定耐用年数	更新費用の推計(単位:億円)		備考
		年平均	今後40年間合計	
道路	15年	7.7	308.9	道路総面積に単価を乗じた試算値*をもとに毎年定額を計上
橋りょう	60年	2.8	111.2	町橋梁長寿命化修繕計画より
上水道	40年	7.7	307.3	町水道事業ビジョンより
下水道	50年	3.7	148.4	町公共下水道ストックマネジメント計画より
農業集落排水	50年	0.3	12.2	町農業集落排水施設最適整備構想より
全体更新費用		22.2	888.0	

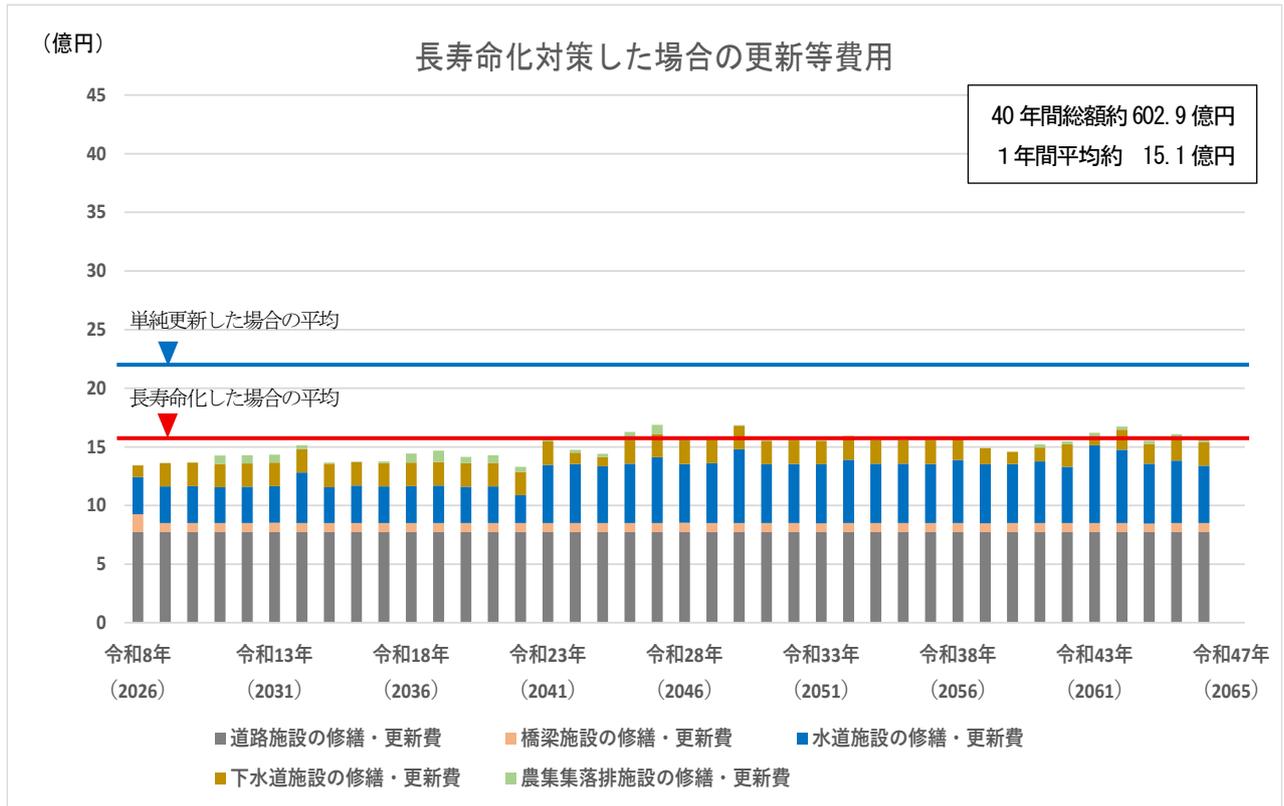
※ (道路総面積) 2,464,646 m² × (更新費単価) 4,700 円/m² ÷ (耐用年数) 15 年 = 7.7 億円/年

(2) 長寿命化対策を反映した場合の更新等費用

インフラ資産の長寿命化対策を反映した場合の令和8（2026）年度から令和47（2065）年度までの修繕・更新費の見込みは、40年間で約602.9億円、年平均で約15.1億円が必要となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、40年間で約285.2億円、年平均で約7.1億円の削減効果があると推計されます。

図表 33 インフラ資産の修繕・更新費の見込み
（令和8（2026）年度～令和47（2065）年度）



分類	法定耐用年数	更新費用の推計(単位:億円)		備考
		年平均	今後40年間合計	
道路	15年	7.7	308.9	道路総面積に単価を乗じた試算値*をもとに毎年定額を計上
橋りょう	60年	0.8	32.3	町橋梁長寿命化修繕計画より
上水道	40年	4.5	178.4	町水道事業ビジョンより
下水道	50年	1.8	72.6	町公共下水道ストックマネジメント計画より
農業集落排水	50年	0.3	10.7	町農業集落排水施設最適整備構想より
全体更新費用		15.1	602.9	

※ (道路総面積) 2,464,646 m² × (更新費単価) 4,700 円/m² ÷ (耐用年数) 15 年 = 7.7 億円/年

(3) 橋りょう

橋りょうの今後40年間にかかる修繕・更新費の総額は、施設を単純更新した場合には約111.2億円ですが、長寿命化対策を実施した場合は約32.3億円となることから、約78.9億円、1年あたり約2億円の削減効果があると推計されます。

図表 34 橋りょうの修繕・更新費の見込み
(令和8(2026)年度～令和47(2065)年度)

(単位:百万円)

	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年	2056～2065年	計
単 純 更 新	1,616	4,364	1,264	3,873	11,117
長 寿 命 化	867	794	787	783	3,230

(4) 上水道

上水道の今後40年間にかかる修繕・更新費の総額は、施設を単純更新した場合には約307.3億円ですが、長寿命化対策を実施した場合は約178.4億円となることから、約128.9億円、1年あたり約3.2億円の削減効果があると推計されます。

図表 35 上水道の修繕・更新費の見込み
(令和8(2026)年度～令和47(2065)年度)

(単位:百万円)

	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年	2056～2065年	計
単 純 更 新	7,474	11,920	5,307	6,033	30,734
長 寿 命 化	3,233	4,036	5,206	5,360	17,835

(5) 下水道

下水道の今後40年間にかかる修繕・更新費の総額は、施設を単純更新した場合には約148.4億円ですが、長寿命化対策を実施した場合は約72.6億円となることから、約75.8億円、1年あたり約1.9億円の削減効果があると推計されます。

図表 36 下水道の修繕・更新費の見込み
(令和8(2026)年度～令和47(2065)年度)

(単位:百万円)

	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年	2056～2065年	計
単 純 更 新	2,013	2,921	6,345	3,557	14,836
長 寿 命 化	1,900	1,778	2,000	1,577	7,255

(6) 農業集落排水

農業集落排水の今後40年間にかかる修繕・更新費の総額は、施設を単純更新した場合には約12.2億円ですが、長寿命化対策を実施した場合は約10.7億円となることから、約1.5億円の削減効果があると推計されます。

図表 37 農業集落排水の修繕・更新費の見込み
(令和8(2026)年度～令和47(2065)年度)

(単位:百万円)

	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年	2056～2065年	計
単 純 更 新	293	684	30	214	1,220
長 寿 命 化	270	560	47	189	1,067

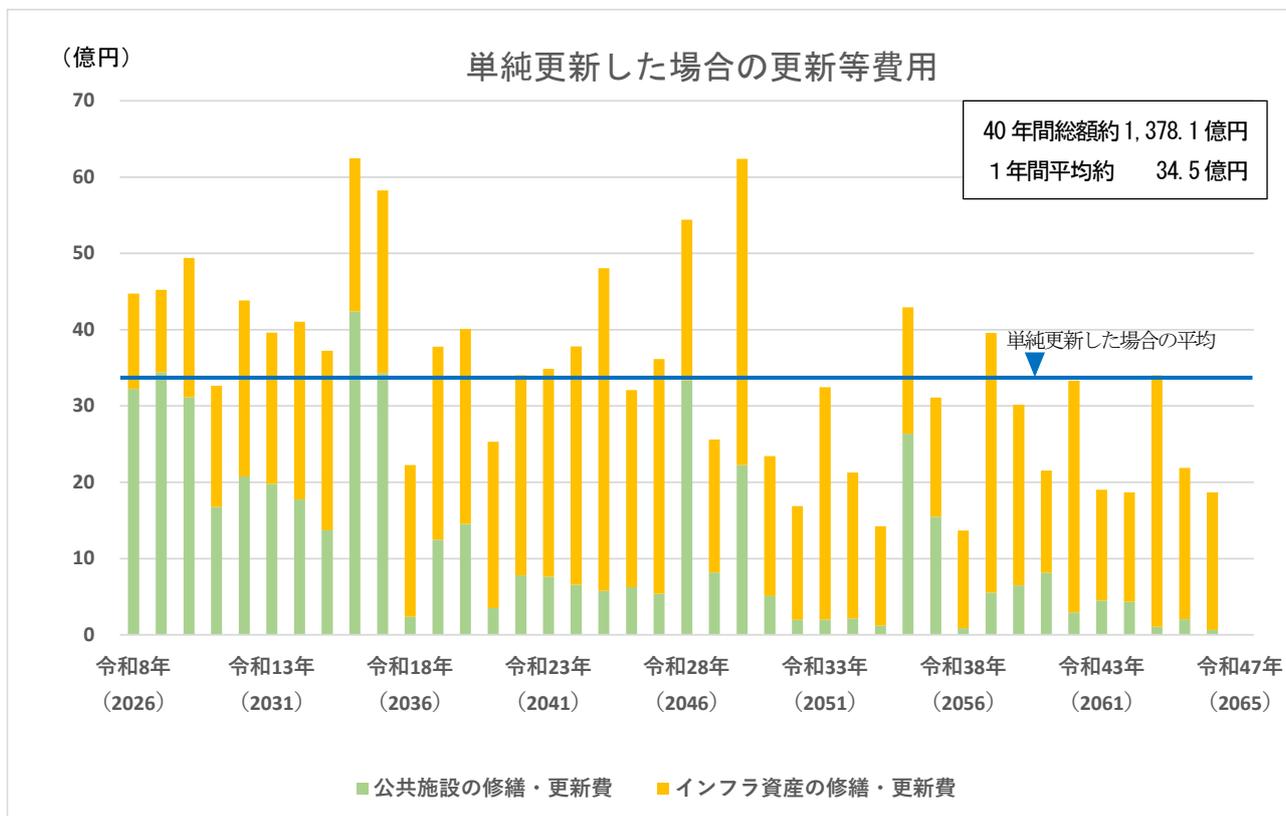
※端数処理の関係で、合計額が一致しない場合があります。

3 公共施設等（公共施設とインフラ資産の合計）

(1) 耐用年数経過時に単純更新した場合の更新等費用

公共施設とインフラ資産を単純更新した場合の令和8（2026）年度から令和47（2065）年度までの修繕・更新費の合計見込みは、40年間で約1,378.1億円、年平均で約34.5億円が必要となります。

図表 38 公共施設等とインフラ資産の修繕・更新費の見込み
（令和8（2026）年度～令和47（2065）年度）

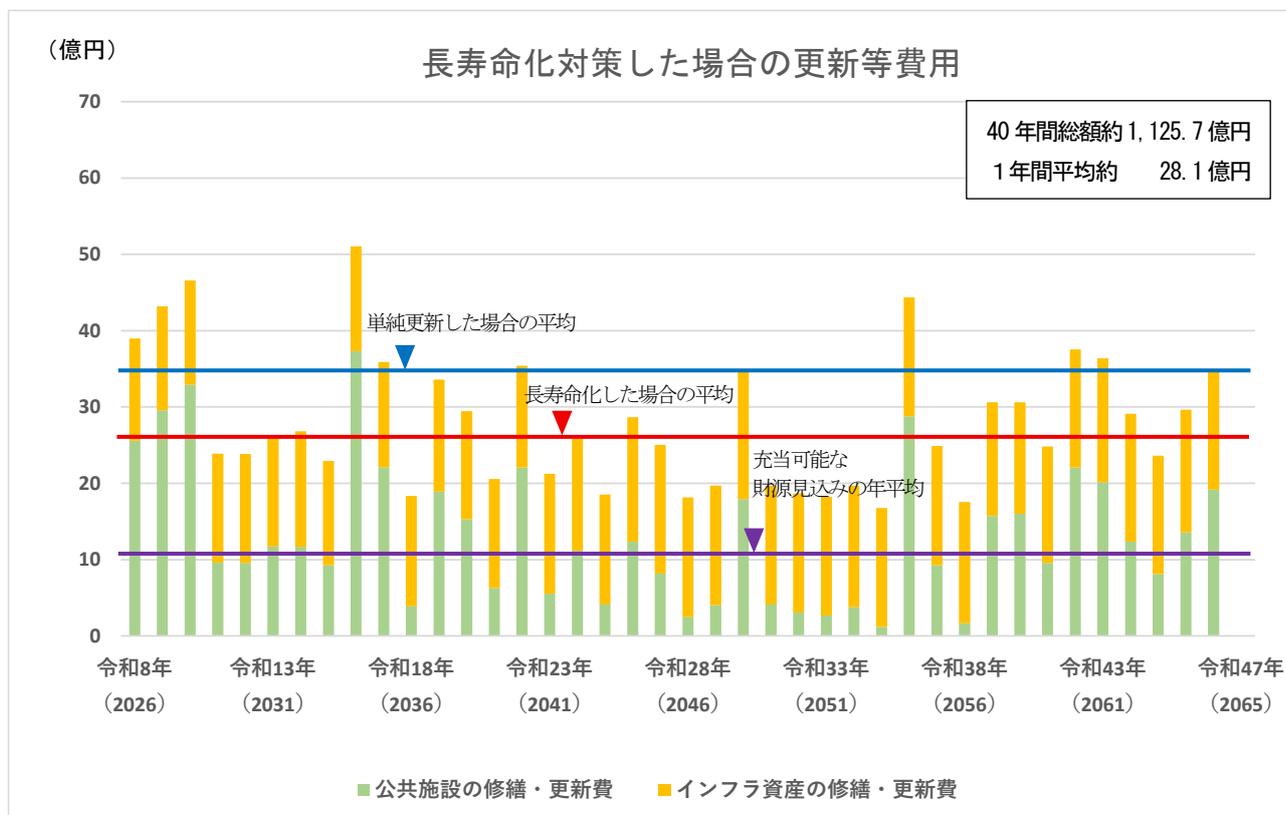


(2) 長寿命化対策を反映した場合の更新等費用

公共施設とインフラ資産の長寿命化対策を反映した場合の令和8（2026）年度から令和47（2065）年度までの修繕・更新費の合計見込みは、40年間で約1,125.7億円、年平均で約28.1億円が必要となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、40年間で約252.4億円、年平均で約6.4億円の削減効果があると推測されます。しかし、充当可能な財源見込みの年平均額約11.4億円に対し、なお約16.7億円が不足する試算となることから、国・県の補助制度やPFIなどによる民間資金の活用にとどまらず、公共施設の統廃合などによる施設総量の適正化を図っていく必要があります。その一方で、特に毎年多額の更新費用が試算される道路についても、長寿命化による維持管理・更新費用の削減を検討していく必要があります。

図表 39 公共施設等とインフラ資産の修繕・更新費の見込み
（令和8（2026）年度～令和47（2065）年度）



(単位：百万円)

	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年	2056～2065年	計
単 純 更 新	45,442	34,842	32,475	25,050	137,809
長 寿 命 化	33,929	25,672	23,494	29,479	112,574

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する 基本的な方針

3-1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

1 全庁的な取組体制の構築

これまで公共施設を管理する所管課ごとに維持管理などの情報を把握し、「部分最適化」を行ってききましたが、今後は、町全体における「全体最適化」の視点で、全庁的な取組体制を構築します。

令和3年度より着手している新庁舎整備事業において、必要な事項を協議するための庁内検討組織「高根沢町新庁舎整備庁内検討会議」を設置しています。この会議の所掌事項の一つに「公共施設の統廃合に関する事項の検討」があることから、この組織の体制や仕組みを活用しながら、各種計画の進捗管理や公共施設等の再編・再配置といった公共施設マネジメントに関する取り組みの推進を図っていきます。

2 情報管理・共有のあり方

今後は、公共施設を管理する所管課から修繕履歴や建替えなどに関する情報を集約し、一元的な情報管理のもとでデータベースを構築し、庁内での情報共有を図ります。

一元化されたデータから施設の利用状況や修繕履歴、点検結果などを把握し、そのうえで、施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用や余剰施設の抽出、組織の枠を超えた再編・再配置について検討します。

また、全庁的・横断的かつ効率的な管理・運営を推進するため、一元管理されたデータを庁内で共有するための手法を検討します。

3-2 現状や課題に関する基本認識

公共施設等の現況および将来の見通しを踏まえ、本町の公共施設等の適正な管理に向けて、次のとおり公共施設等の現況や課題に関する基本認識を整理します。

<基本認識1：人口減少、少子高齢化への対応>

全国的な傾向と同様、人口減少や少子高齢化が進行していく中で、現在の公共サービスの水準を維持しながら、今後の町の人口構造の変化に伴う町民ニーズの変化に対応していく必要があります。

また、将来の人口規模を見据え、適正な公共施設の規模および配置を検討していく必要があります。

<基本認識2：厳しい財政状況への対応>

将来、税収の伸びが期待できない中、義務的経費の増加が想定され、投資的経費の確保が更に厳しくなるものと想定されます。

今後の厳しい財政状況を見据えて、公共施設等の維持管理・運営にかかる費用の抑制などを検討していく必要があります。

<基本認識3：公共施設等の老朽化への対応>

今後は更新時期を迎える施設が多くなり、財政への負担が大きくなることが懸念され、現状のままでは、公共施設等を維持していくことが困難になる見通しとなっています。今後も適切な町民サービスを継続していくため、適正な施設の総量、規模、配置を検討する必要があります。

また、老朽化した公共施設等は、計画的な改修や更新などを行うことにより、公共施設等の安全確保に向けた取り組みが必要です。



本町では、公共施設全体のあり方を考え、限られた財産をより有効に活用しながら、安全に安心して利用できる公共施設を子どもや孫の世代に引き継いでいくために「公共施設マネジメント※」を推進します。

※公共施設マネジメント

縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組み。

3-3 公共施設等マネジメントの基本目標

今後は、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、厳しい財政状況や利用者の減少が予想される中、公共施設等を維持していかなければなりません。

将来の更新等費用の見通しでは、町が保有する公共施設等を今後もこのまま維持することは厳しい状況にあると試算されています。

これらの状況を踏まえ、本町における公共施設等マネジメントの基本目標を次のように設定します。

<目標1：継続可能なサービスの提供>

機能が重複または類似する公共施設の利用状況や将来人口の減少などを踏まえ、公共施設の統廃合、集約化・複合化などにより、施設総量の適正化を図ります。

今後も保有し続ける施設については、民間の活力や運営の工夫などを積極的に取り入れ、コストの最適化を図り、より効率的な維持管理を行います。

<目標2：安全で安心な公共施設の提供>

今後も保有し続ける施設については、安全で安心に利用できる施設を提供していくため、耐震化はもとより、損傷などが発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全や改修を行う「予防保全型」へと転換し、安全を確保します。

<目標3：新たなニーズに対応した町民サービスの提供>

今後も安定した公共サービスを提供し続けるため、町民や地域のニーズの変化に対応し、施設の質の向上を図ります。

新たな町民ニーズに対しては、新規整備を前提とせず、集約化や複合化などにより、機能の充実・見直しを行います。

3-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の現状を認識したうえで、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を次のとおり示します。

1 点検・診断等の実施方針

施設の安全を持続的に確保するため、必要な点検・診断等を定期的・継続的に実施するとともに、点検・診断等の結果に基づき必要な措置を講じるメンテナンスサイクルを構築することで、計画的な維持管理に努めます。

2 維持管理・更新等の実施方針

各施設における部位・部材などの修繕周期や点検・診断等の結果を踏まえ、適切な時期に修繕や更新などを実施することで機能の維持を図る「予防保全」を推進し、中長期的な維持管理・更新等に係る費用の縮減や平準化を目指します。

建築物の更新にあたっては、人口の動向や町民ニーズ、周辺施設の立地状況、類似施設の状況などを踏まえ適正な規模を検討するとともに、機能の集約化や複合化を検討し、適正な施設配置を図ります。また、必要に応じて民間活力（PPP／PFI）の活用も検討しながら、効率的な施設運営や行政サービスの維持・向上を図ります。

3 安全確保の実施方針

定期的な点検・診断等と適正な維持管理を行い、施設の安全確保を図ります。

点検・診断等により危険性が認められた施設については、施設の利用状況などを踏まえ、更新、改修、廃止などを検討し、安全を確保します。

供用を廃止し、将来にわたって活用する見込みがない施設については、周辺の環境・治安に悪影響を与えないよう解体・除去を検討します。なお、危険度が高いと判断した場合は、原則として除却します。

4 耐震化の推進方針

耐震化が未実施の施設のうち、今後も継続して保有していく建築物については、施設の老朽化の進行や今後の需要を考慮し、計画的に耐震化を実施します。

インフラ資産については、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検結果に基づき耐震化を推進します。

5 長寿命化の実施方針

施設特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえ、損傷が軽微な段階で予防的な修繕を行うなどにより施設の長寿命化を図り、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ります。

長寿命化計画が策定済みの施設については、定期的な見直しを行いながら、各計画に沿った長寿命化を実施します。

6 ユニバーサルデザイン化の実施方針

施設の改修や更新などに際しては、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー法」）などに基づき施設のバリアフリー化を図るとともに、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」の考え方を参考に、年齢や性別、障がいの有無、国籍などの違いに関わらず誰もが安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインの採用を積極的に検討します。

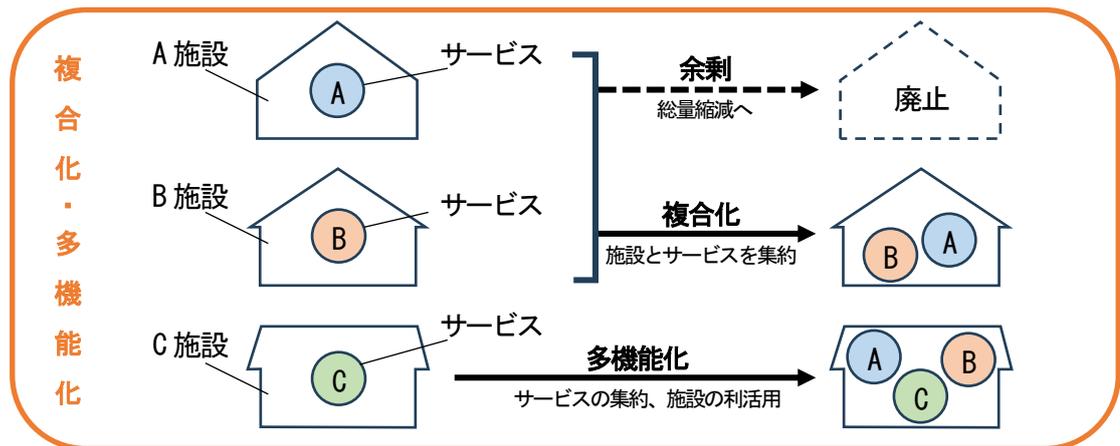
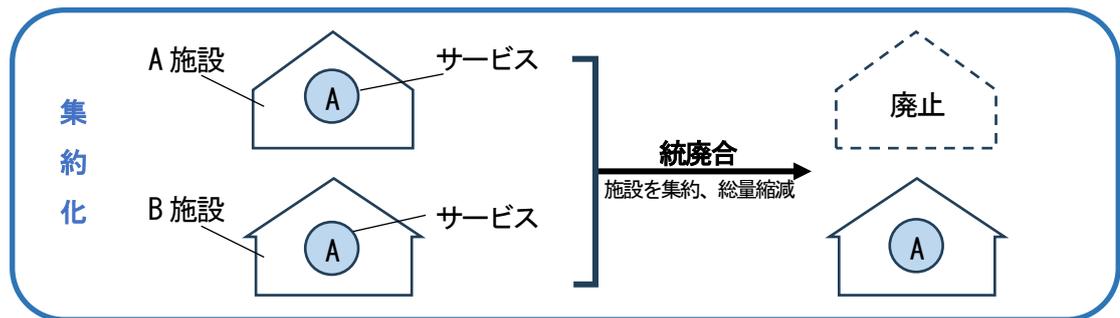
7 脱炭素化の推進方針

公共施設の維持管理・修繕・更新に当たっては、「高根沢町地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」を踏まえ、カーボンニュートラルの実現や気候変動への適応に向けた取り組みを推進します。

8 統合や廃止の推進方針

必要な公共サービスの水準を維持していくため、施設の更新時期に合わせ、施設の統合や複合化を含めた統廃合の可能性を検討します。

施設の機能や規模に見合った需要が見込めない施設は、人口構成の変動や財政状況などを踏まえ、客観的な視点から保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。



9 数値目標

施設の廃止や民間移譲などを進めた結果、計画策定時点の平成 27 年度末から令和 6 年度末までの間に、建物の延床面積を約 6,100 m²削減しました。しかし、今後も継続的に公共施設の施設総量の適正化を図っていく必要があります。

「高根沢町地域経営計画 2026」では、令和 17 年度の将来目標人口を 27,500 人と定めており、これは令和 7 年度比で約 4.5%の減少に相当します。これを踏まえ、公共施設の保有量（延床面積）についても、令和 17 年度までに令和 7 年度比で約 4.5%、延床面積で約 4,000 m²の削減を目指します。



10 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

将来的に利用する計画がなく、公有財産として保有する必要性のない財産については、売却などにより処分し、将来的に維持していく施設の維持管理・整備費用のための財源として活用を図ります。

11 広域連携

人口減少や少子高齢化などの影響により各市町村が激しい財政事情を抱える中、公共施設等に対する多様なニーズに対応し、効率的な行政サービスが提供できるよう、公共施設の共同整備や相互利用など、周辺市町との広域的な連携について検討していきます。

12 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設マネジメントの取り組みを推進するためには、職員一人ひとりがその意義を理解することが重要であることから、公共施設マネジメントについての研修を行うなど、各職員の意識啓発に努めます。

土木・建築などの専門職が日常的に公共施設やインフラ資産の状況を把握し、技術支援を行いながら、施設の維持保全を推進する必要があることから、第三者による技術支援委託の導入や専門知識を持つ職員の育成に努めます。

第4章 類型ごとの管理に関する基本方針

4-1 町民文化系施設

施設名	建築年		築年数	構造	延床面積 (㎡)	備考
農村環境改善センター	昭和 58	1983	43	RC	1,529	R7 解体
宝積寺タウンセンター	平成 1	1989	37	S	535	
公共施設の総延床面積に占める施設類型の割合					2.3%	

RC=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造

(1) 施設の概況等

- 農村環境改善センターは、建築後 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、令和 7 年度に解体しました。
- 宝積寺タウンセンターは、光陽台・宝石台地区のコミュニティセンターとして、会議室、調理室、和室を備えており、自治会や育成会のほか、文化活動やサークル団体の活動場所としても利用されています。
建築後 30 年以上が経過しており、老朽化が進行しています。

(2) 今後の方針

- 農村環境改善センターの機能については、施設統合による維持管理の効率化、共用部分の圧縮による費用削減を図るため、新たに整備する庁舎および文化・スポーツ複合施設への集約化・複合化を図ります。
- 宝積寺タウンセンターは、計画的な維持保全により、安全性の確保と機能の保持に努めていきます。利用需要や老朽化状況などを継続的に把握し、今後のあり方を検討したうえで、改修などの対応を図ります。

4-2 社会教育系施設

施設名	建築年		築年数	構造	延床面積 (㎡)	備考
	昭和	平成				
町民ホール	58	1983	43	RC	1,959	R7 解体
歴史民俗資料館		平成 8	1996	30	RC	462
	本屋	平成 8	1996	30	W	221
	資料収納庫(長屋門)	平成 8	1996	30	S	179
図書館中央館・公民館	平成 3	1991	35	RC	1,995	
図書館仁井田分館・コミュニティセンター	平成 6	1994	32	W	382	
図書館上高根沢分館・コミュニティセンター	平成 11	1999	27	S	688	
公共施設の総延床面積に占める施設類型の割合					6.6%	

RC=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造

(1) 施設の概況等

- 町民ホールは、建築後 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、令和 7 年度に解体しました。
- 歴史民俗資料館は、本町の考古、歴史、民俗などの資料を展示する施設です。定期的に企画展を開催しており、町の歴史や文化を学ぶ場として、小学生の社会科見学でも利用されています。
- 図書館中央館には公民館が併設され、文化団体やサークル団体の活動のほか、各種団体の会議、さらには音楽演奏会など、多種多様に利用されています。
建築後 30 年以上が経過しており、老朽化が進行しています。
- 図書館仁井田分館は、高校が近接していることから、高校生向けの文庫を収集するなど、地域の特性に根差した図書館づくりが特徴です。併設の集会室の利用がない時には、高校生などが勉強する学習室として開放しています。
- 図書館上高根沢分館は、のびのび保育園に隣接していることから、児童書を多く所蔵しています。多目的ホールや集会室、カルチャールームが併設されており、地域のコミュニティ活動の場として利用されています。
- 図書館中央館と図書館仁井田分館は、町地域防災計画の避難所に指定されています。
- 図書館は 3 館すべて指定管理者により管理運営されています。

(2) 今後の方針

- 町民ホールの機能については、施設統合による維持管理の効率化、共用部分の圧縮による費用削減を図るため、新たに整備する文化・スポーツ複合施設への集約化・複合化を図ります。
- 計画的な維持保全により、安全性の確保と機能の保持に努めていきます。利用需要や老朽化状況などを継続的に把握し、今後のあり方を検討したうえで、改修などの対応を図ります。

4-3 スポーツ・レクリエーション系施設

施設名		建築年		築年数	構造	延床面積 (㎡)	備考
農業者トレーニングセンター		昭和56	1981	45	RC	2,016	R7 解体
弓道場		昭和62	1987	39	W	206	R7 解体
仁井田体育館		平成6	1994	32	S	815	
武道館		平成6	1994	32	S	780	
麒麟体育館		昭和57	1982	44	S	1,433	
道の駅たかねざわ 元気あっぷむら	本館	平成9	1997	29	RC	3,926	
	農産物直売所	平成9	1997	29	W	238	
	温室	平成9	1997	29	S	100	
	食のゾーンレストラン	平成9	1997	29	W	346	
	バンガローA棟	平成9	1997	29	RC	155	
	バンガローB棟	平成9	1997	29	RC	216	
	バンガローC棟	平成9	1997	29	RC	110	
	バンガローD棟	平成9	1997	29	W	132	
	管理事務所	平成9	1997	29	RC	91	
	加工施設	平成11	1999	27	W	172	
	実習施設	平成11	1999	27	W	126	
	情報提供施設・トイレ	令和2	2020	6	RC	330	
	グランピングパントリー棟	令和2	2020	6	W	27	
	グランピングレンタル棟	令和2	2020	6	W	27	
公共施設の総延床面積に占める施設類型の割合						13.1%	

RC=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造

(1) 施設の概況等

- 農業者トレーニングセンターと弓道場は、建築後40年近くが経過し、老朽化が進んでいたことから、令和7年度に解体しました。
- 仁井田体育館は、スカッシュコートなどを備えた体育館として、町外者の利用も多い施設です。高校が近接していることから、部活動の練習場所としても利用されています。建築後30年以上が経過しており、老朽化が進行しています。
- 武道館は、柔道場と剣道場を備えています。中学校に隣接していることから、部活動の練習場所としても利用されています。建築後30年以上が経過しており、老朽化が進行しています。
- 麒麟体育館は、バスケットコート1面分の広さを持ち、フットサルも可能な施設です。武道場も併設されていることから、様々な種目で利用されています。令和7年4月から、新庁舎および文化・スポーツ複合施設が整備されるまでの間、備品の保管場所などになるため、体育館としての利用を停止しています。建築後40年以上が経過しており、老朽化が進行しています。
- 元気あっぷむらは、平成9年に温泉施設としてオープンした複合施設です。令和2年には、「道の駅たかねざわ元気あっぷむら」としてリニューアルオープンしています。直売所のほか、宿泊施設やレストラン、情報提供施設などが整備されており、地域振興の中心施設です。

建築後30年近くが経過している本館、食のゾーンレストラン、加工施設は、老朽化が進行しています。

- 仁井田体育館と元気あっぷむらは、町地域防災計画の避難所に指定されています。
- 仁井田体育館と元気あっぷむらは、指定管理者により管理運営されています。

(2) 今後の方針

- 農業者トレーニングセンターと弓道場の機能については、施設統合による維持管理の効率化、共用部分の圧縮による費用削減を図るため、新たに整備する文化・スポーツ複合施設への集約化・複合化を図ります。
- 仁井田体育館は、計画的な維持保全により、安全性の確保と機能の保持に努めていきます。利用需要や老朽化状況などを継続的に把握するとともに、新たに整備予定の文化・スポーツ複合施設の利用状況を踏まえ、今後のあり方を検討したうえで、対応を図ります。
- 武道館は、計画的な維持保全により、安全性の確保と機能の保持に努めていきます。利用需要や老朽化状況などを継続的に把握し、今後のあり方を検討したうえで、改修などの対応を図ります。
- キリン体育館は、事後保全により対応します。なお、新たに整備予定の文化・スポーツ複合施設の利用状況などを踏まえるとともに、今後のあり方を検討したうえで、対応を図ります。
- 元気あっぷむらは、施設の運営管理は指定管理者とテナント側で行い、修繕などの対応については町が対応します。内外装や用途などの施設変更は、指定管理者と町との協議のうえで行うこととし、魅力向上に資する施設整備を検討していきます。

4-4 産業系施設

施設名		建築年		築年数	構造	延床面積 (㎡)	備考
土づくりセンター	管理棟	平成 12	2000	26	S	340	
	保管庫棟	平成 12	2000	26	S	675	
	前処理棟	平成 12	2000	26	S	480	
	後処理棟	平成 12	2000	26	S	144	
	保管庫棟	平成 15	2003	23	S	301	
	保管庫棟	平成 15	2003	23	S	154	
	発酵棟	令和 3	2021	5	S	1,256	
びれっじセンター		平成 13	2001	25	W	305	
クリエイターズ ・デパートメント	移住・定住・創業支援センター	平成 29	2017	9	W	42	
	創業支援施設1号	平成 29	2017	9	W	12	
	創業支援施設2号	平成 29	2017	9	W	12	
	創業支援施設3号	平成 29	2017	9	W	12	
	創業支援施設4号	平成 29	2017	9	W	12	
	創業支援施設5号	平成 29	2017	9	W	12	
公共施設の総延床面積に占める施設類型の割合						4.2%	

RC=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造

(1) 施設の概況等

- 土づくりセンターは、牛のふん尿、生ごみ、もみ殻を原材料として受け入れ、有機肥料「たんたんくん」を製造する循環型農業推進の役割を担う施設です。発酵槽設備の損壊に伴い、平成30年5月から施設を停止していましたが、発酵棟の部分改修により令和3年9月から再稼働しており、指定管理者により管理運営されています。

建築後20年以上が経過している管理棟と一部の保管庫棟については、老朽化が進行しています。

- びれっじセンターは、環境保全型農業、循環型農業の拠点として整備された施設です。令和7年度から、町内の広域活動組織が施設の一部を利用しています。研修室や調理室を備えており、上太田地区のコミュニティセンターとしても利用されています。
- 移住・定住・創業支援センターと創業支援施設は、JR宝積寺駅の拠点性を活用し、移住・定住・創業支援および中心市街地活性化のにぎわいづくりに関する事業を推進するために整備された施設です。創業支援施設は、創業希望者のチャレンジショップとして運営されています。

(2) 今後の方針

- 土づくりセンターとびれっじセンターは、計画的な維持保全により、安全性の確保と機能の保持に努めていきます。利用需要や老朽化状況などを継続的に把握し、今後のあり方を検討したうえで、改修などの対応を図ります。
- 移住・定住・創業支援センターと創業支援施設は、施設に必要な維持保全を図り、安全性の確保と機能の保持に努めていきます。

4-5 学校教育系施設

施設名		建築年		築年数	構造	延床面積 (㎡)	備考
阿久津小学校	校舎	平成 26	2014	12	RC	6,184	
	体育館	昭和 54	1979	47	S	1,355	
中央小学校	校舎	昭和 52	1977	49	RC	3,588	
	体育館	昭和 53	1978	48	S	807	
東小学校	校舎	平成 30	2018	8	RC	2,290	
	渡り廊下	平成 30	2018	8	S	214	
上高根沢小学校	校舎	昭和 57	1982	44	RC	2,745	
	体育館	昭和 52	1977	49	S	806	
北小学校	校舎	平成 19	2007	19	W	2,255	
	特別教室	昭和 55	1980	46	RC	1,232	
	体育館	昭和 55	1980	46	S	864	
西小学校	校舎	平成 6	1994	32	RC	5,969	
	体育館	平成 6	1994	32	S	1,179	
北高根沢中学校	校舎	昭和 55	1980	46	RC	4,881	
	特別教室	平成 4	1992	34	RC	761	
	体育館	平成 1	1989	37	S	1,499	
阿久津中学校	校舎	昭和 59	1984	42	RC	3,683	
	校舎	昭和 60	1985	41	RC	1,789	
	特別教室	平成 16	2004	22	S	823	
	特別教室	昭和 46	1971	55	S	277	
	体育館	平成 2	1990	36	S	1,534	
	体育館	昭和 40	1965	61	S	918	
学校給食センター		平成 14	2002	24	S	1,450	
公共施設の総延床面積に占める施設類型の割合						55.3%	

RC=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造

(1) 施設の概況等

- 小学校が6校、中学校が2校ありますが、建築後30年以上を経過した施設も多く、老朽化が進行しています。
- 「高根沢町学校施設長寿命化計画」に基づき、令和4年度に北高根沢中学校体育館の長寿命化改修工事を実施しました。

(2) 今後の方針

- 「高根沢町学校規模適正化基本計画」に基づき、学校規模適正化の取り組みを進めていきます。
- 「高根沢町学校施設長寿命化計画」に基づき、改修事業などを進めていきます。阿久津中学校校舎の長寿命化改修工事を予定しています。

4-6 子育て支援施設

施設名	建築年		築年数	構造	延床面積 (㎡)	備考
のびのび保育園	平成 11	1999	27	S	566	
にじいろ保育園	平成 13	2001	25	S	882	
児童館みんなのひろば	平成 12	2000	26	S	329	
	わくわくドーム	平成 15	2003	W	86	
児童館きのこのもり	昭和 51	1976	50	RC	492	
	学童保育室	平成 31	2019	S	87	
西小学校学童保育所	平成 11	1999	27	W	165	

公共施設の総延床面積に占める施設類型の割合	3.0%
-----------------------	------

RC=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造

(1) 施設の概況等

- にじいろ保育園には、子育て支援センター「れんげそう」が併設されています。
- のびのび保育園とにじいろ保育園は、建築後 20 年以上が経過しており、老朽化が進行しています。
- のびのび保育園とにじいろ保育園は、民間保育園が整備されたこともあり、入園児童数が年々減少していることから、令和 8 年 4 月から 1 園に集約する計画としています。
- みんなのひろばときのこのもりは、児童の健全育成事業を通じて、地域児童が自主的に参加できる遊びの場、安全に過ごすことのできる居場所を提供する施設です。
- みんなのひろば、きのこのもり、西小学校学童保育所では、児童の学童保育を実施しており、指定管理者により管理運営されています。

(2) 今後の方針

- のびのび保育園とにじいろ保育園は、施設に必要な維持保全を図り、安全性の確保と機能の保持に努めていきます。
保育園の集約に際しては、一時的に、にじいろ保育園で運営し、のびのび保育園改修後、のびのび保育園に移動する計画としています。また、子育て支援センター「れんげそう」についても、のびのび保育園に併設する計画としています。
- にじいろ保育園跡地・施設の利活用について、検討を進めていきます。
- みんなのひろば、きのこのもり、西小学校学童保育所は、計画的な維持保全により、安全性の確保と機能の保持に努めていきます。利用需要や老朽化状況などを継続的に把握するとともに、学校施設の方針なども踏まえたうえで、改修などの対応を図ります。

4-7 保健・福祉施設

施設名	建築年		築年数	構造	延床面積 (㎡)	備考
保健センター	昭和 62	1987	39	RC	566	R7 解体
福祉センター	昭和 63	1988	38	RC	659	R7 解体
公共施設の総延床面積に占める施設類型の割合					1.4%	

RC=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造

(1) 施設の概況等

- 保健センターと福祉センターは、建築後 40 年近くが経過し、老朽化が進んでいたことから、令和 7 年度に解体しました。

(2) 今後の方針

- 保健センターと福祉センターの機能については、施設統合による維持管理の効率化、共用部分の圧縮による費用削減を図るため、新たに整備する庁舎および文化・スポーツ複合施設への集約化・複合化を図ります。

4-8 行政系施設

施設名		建築年		築年数	構造	延床面積 (㎡)	備考
役場	第1庁舎	昭和 38	1963	63	RC	1,414	
	第2庁舎	昭和 52	1977	49	RC	907	
	第3庁舎	平成 11	1999	27	S	817	
上下水道事務所		昭和 56	1981	45	S	174	
第1分団詰所兼車庫		昭和 56	1981	45	S	52	
第2分団詰所兼車庫		昭和 56	1981	45	S	52	
第3分団詰所兼車庫		昭和 57	1982	44	S	119	
第3分団詰所兼車庫(亀梨)		平成 12	2000	26	S	30	
第3分団詰所兼車庫(中柏崎)		平成 24	2012	14	S	23	
第4分団詰所兼車庫		平成 2	1990	36	S	63	
第5分団詰所兼車庫		昭和 59	1984	42	S	63	
第6分団詰所兼車庫		昭和 59	1984	42	S	62	
第7分団詰所兼車庫		昭和 60	1985	41	S	62	
第8分団詰所兼車庫		平成 1	1989	37	S	63	
公共施設の総延床面積に占める施設類型の割合						4.5%	

RC=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造

(1) 施設の概況等

- 役場庁舎は、様々な行政サービスを行う拠点であり、災害時における対策本部としての機能も有しています。
本庁舎は建築後 60 年、第 2 庁舎は建築後 40 年以上が経過しており、老朽化が進行しています。
- 上下水道事務所は、昭和 56 年に建築された建物で、大規模な改修工事は行ってきていません。
建築後 40 年以上が経過しており、老朽化が進行しています。
- 消防団詰所は、消防ポンプ車両や資機材の収納場所、災害時などにおける消防団の活動拠点として活用されており、消防団活動にとって重要な役割を果たしている施設です。
建築後 40 年以上を経過した建物が 6 棟あり、老朽化が進行しています。

(2) 今後の方針

- 役場庁舎と上下水道事務所は、新庁舎整備計画があることから現状維持を原則とし、必要に応じて部分的な修繕を行っていきます。また、新庁舎に移転した後の跡地・施設の利活用について、検討を進めていきます。
- 消防団詰所は、計画的な維持保全による安全性の確保と機能の保持に努めていきます。消防団の再編を含めた組織のあり方について検討を進めるとともに、老朽化が進行している建物については、建て替えと改修のコストを比較した上で、適切な時期に改修などの対応を図ります。

4-9 公営住宅

施設名		建築年		築年数	構造	延床面積 (㎡)	備考
光陽台住宅	A棟	平成 10	1998	28	RC	1,100	
	B棟	平成 8	1996	30	RC	364	
	C棟	平成 7	1995	31	RC	1,465	
	D棟	平成 8	1996	30	RC	513	
	E棟	平成 6	1994	32	RC	919	
	集会所	平成 8	1996	30	RC	64	
宝積寺住宅	A棟	平成 14	2002	24	W	124	
	B棟	平成 14	2002	24	W	124	
	C棟	平成 14	2002	24	W	124	
	D棟	平成 14	2002	24	W	83	
	E棟	平成 14	2002	24	W	124	
	F棟	平成 14	2002	24	W	243	

公共施設の総延床面積に占める施設類型の割合	5.9%
-----------------------	------

RC=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造

(1) 施設の概況等

- 公営住宅は、平成5年から平成10年に建設された光陽台住宅の5棟50戸、平成14年に建設された宝積寺住宅の6棟17戸があり、光陽台住宅の長寿命化改修工事は完了しています。
- 今後の少子高齢化や人口減少社会の見通しを踏まえたうえで、利用者のニーズに対応した公営住宅の住環境を検討していく必要があります。

(2) 今後の方針

- 「高根沢町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な観点から法令などに準拠した定期点検を実施し、修繕や改修を計画的に行います。これにより、更新コストの削減、事業量の平準化、および公営住宅の長期活用を図ります。

4-10 その他の施設

施設名	建築年	築年数	構造	延床面積 (㎡)	備考	
エコ・ハウスたかねざわ	平成 15	2003	23	RC	530	
宝積寺駅東西連絡通路	平成 20	2008	18	S	546	
ちよつ蔵広場	ちよつ蔵ホール	平成 18	2006	20	S	311
	多目的展示場	平成 18	2006	20	S	299
農業技術センター	昭和 63	1988	38	S	507	
旧大谷小学校	校舎	明治 35	1902	124	W	385
	校舎	昭和 23	1948	78	W	273

公共施設の総延床面積に占める施設類型の割合	3.4%
-----------------------	------

RC=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造

(1) 施設の概況等

- エコ・ハウスたかねざわは、環境学習施設として設置され、環境学習のほか町の脱炭素化や気候変動対策、資源循環の拠点となっている施設です。研修室、エコアクションルームなどを備えており、生涯学習や地域住民の活動にも利用されています。
- 宝積寺駅東西連絡通路、ちよつ蔵ホール、多目的展示場は、宝積寺駅東西の歩行者の通行の利便性を図るとともに、情報発信やにぎわい交流の場に資するために設置された施設です。
- 農業技術センターと旧大谷小学校・校舎は、普通財産として遊休資産の活用の観点から民間などの希望に応じて貸付けを行っています。
- エコ・ハウスたかねざわ、宝積寺駅東西連絡通路、ちよつ蔵ホール、多目的展示場は、指定管理者により管理運営されています。

(2) 今後の方針

- エコ・ハウスたかねざわは、計画的な維持保全による安全性の確保と機能の保持に努めていきます。町の脱炭素化や気候変動対策の推進拠点としての役割があるため、施設全体に環境負荷が少なく、ゼロカーボンシティ実現に資する機能を備えていきます。
- 宝積寺駅東西連絡通路、ちよつ蔵ホール、多目的展示場は、計画的な維持保全により、安全性の確保と機能の保持に努めていきます。修繕などの際は、既存のデザインを変更することなく現状回復が基本となります。なお、宝積寺駅東西連絡通路は、宝積寺駅舎の修繕の時期と合わせて、必要な対応を図ります。
- 農業技術センター、旧大谷小学校・校舎は、普通財産であることから、現状維持を基本とします。

4-11 道路

(1) 施設の概況等

- 道路の劣化状況や異常箇所を速やかに把握できるよう職員が定期的にパトロールを実施し、危険箇所を発見次第、速やかに修繕などを行っています。
- 広範囲の道路網を管理しており、今後の更新には多額の費用が見込まれます。これらを安全かつ快適な状態に維持するためには、道路施設の劣化状況を把握し、計画的な維持管理を行うことが必要となっています。

(2) 今後の実施方針

- 道路状況の的確な把握に努め、予防保全型の点検・診断および補修を実施し、道路交通の安全性確保と維持管理コストの縮減を図ります。
- 道路については多額の更新費用が見込まれる中、都市計画道路においても計画的な道路整備を推進し、長期間未着手となっている路線の見直しなどにより、新規整備費用の抑制を検討していく必要があります。

4-12 橋りょう

(1) 施設の概況等

- 町内には橋りょうが210橋ありますが、1970年代から1980年代に建設されたものが多いため、老朽化が進んでいます。
- 道路法に基づく定期点検を実施し、健全性に応じて損傷箇所の修繕や橋りょうの架け替えを行っています。

(2) 今後の方針

- 予防保全型の点検・診断を実施し、適切な修繕により道路機能の維持を図ります。
- 「高根沢町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、対策優先度による長寿命化および耐震対策を順次進め、費用の縮減と平準化を図り、将来的な財政負担の軽減と道路交通の安全性を確保します。
- 橋長が短く、架け替えの施工上の制約が少ない橋りょうについては、損傷の程度に応じて、修繕により長寿命化だけでなく、架け替えの可能性についても検討します。
- 利用頻度が極めて低い橋りょうについては、集約・撤去の検討を行います。

4-13 上水道

(1) 施設の概況等

- 令和6年度末時点の整備状況は、給水人口 28,476 人、年間給水量 2,906 千 m^3 、普及率 99.15%となっています。
- 上水道施設の管理・運営については、包括的業務委託によりサービスの向上とコスト縮減を図っています。また、この委託により、日常点検や定期点検を効率的に実施しています。
- 330 kmを超える管路を有していますが、老朽化が進んでおり、今後の更新には多額の費用が見込まれます。

(2) 今後の方針

- 将来にわたって施設・財政両面の健全性を確保していくため、アセットマネジメントシステムを構築し、収支バランスを考慮した施設更新計画に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を推進します。
- 水需要環境を的確に把握し、負担の公平性に配慮しながら、事業環境に応じた適正な料金体系を検討します。
- 震災時における町民の生命と生活を守るため、減災対策を実施し、被害の最小化を図るとともに、水道施設の業務継続を図ります。

4-14 下水道

(1) 施設の概況等

- 令和6年度末時点の整備状況は、処理人口 17,842 人、水洗化人口 15,413 人、水洗化率 86.39%となっています。
- 下水道施設の管理・運営については、包括的業務委託によりサービスの向上とコスト縮減を図っています。また、この委託により、日常点検や定期点検を効率的に実施しています。
管路点検についても、業務委託により実施しています。

(2) 今後の方針

- 「高根沢町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化する施設の予防保全型の点検・診断および修繕などを計画的に実施し、施設管理の最適化と安全性の確保、維持管理コストの縮減を推進します。

4-15 農業集落排水

(1) 施設の概況等

- 令和6年度末時点の整備状況は、処理人口 1,305 人、水洗化人口 1,232 人、水洗化率 94.41%となっています。
- 農業集落排水施設の管理・運営については、包括的業務委託によりサービスの向上とコスト縮減を図っています。また、この委託により、日常点検や定期点検を効率的に実施しています。

(2) 今後の方針

- 「高根沢町農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、予防保全型の点検・診断および修繕などを実施し、計画的な整備と更新を推進することで、安全性の確保と維持管理コストの縮減を図ります。

第5章 公共施設等の計画的な管理に向けた推進方策

5-1 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、計画期間内における取り組みの実施状況やその効果を検証・評価し、この結果に基づき公共施設等総合管理計画の改訂を行います。このPDCAサイクルによるフォローアップは、社会情勢および経済情勢の変化に柔軟に対応するため5年間隔を目途に実施します。

図表 40 PDCAサイクル



高根沢町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月発行

令和 5 年 10 月改訂

令和 7 年 6 月改訂

令和 年 月改訂

発行者 高根沢町

〒329-1292

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地

高根沢町 新庁舎整備課

電話 028-675-8120

ホームページ <https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/>